令和2年加美町議会第4回定例会会議録第1号

令和2年12月9日(水曜日)

出席議員(17名)

1番	味	上	庄一	一郎	君		2番	猪	股	俊		君
3番	早	坂	伊佐雄		君		4番	早	坂	忠	幸	君
5番	三	浦		進	君		6番	髙	橋	聡	輔	君
7番	三	浦	又	英	君		8番	伊	藤	由	子	君
9番	三	浦	英	典	君	1	0番	沼	田	雄	哉	君
1番		條		寛	君	1	2番	伊	藤		淳	君
3番	伊	藤	信	行	君	1	4番	佐	藤	善	_	君
6番	米	木	正	\equiv	君	1	7番	木	村	哲	夫	君

欠席議員(1名)

1

1

15番 下山 孝雄 君 欠 員(なし)

16番 米木正二君

18番 工藤清悦君

説明のため出席した者

町			長	猪	股	洋	文	君
副	田	Ţ	長	髙	橋		洋	君
		・選会書記		佐	藤		敬	君
企「	画 財	政 課	長	武	田	守	義	君
ひと	・しご	と推進詞	果長	相	澤	栄	悦	君
町	民	課	長	荒	木	澄	子	君
税	務	課	長	浅	野		仁	君
農	林	課	長	浅	野	善	彦	君
森材	×整備	対策室	₹長	佐々	木		実	君
商	工観	光 課	長	塩	田	雅	史	君

建設課長 長 田 裕 之 君 保健福祉課長 内 海 悟 君 会計管理者兼会計課長 佐藤和枝君 小野田支所長 大和田 恒 雄 君 宮崎支所長 猪股 繁君 総務課参事兼課長補佐 遠藤伸一 君 教 育 長 早 坂 家 一 君 二瓶栄悦君 教育総務課長 生涯学習課長 兼スポーツ推進室長 上 野 一 典 君 代表監查委員 小 山 元 子 君

事務局職員出席者

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第17号 令和元年度一般会計決算の不認定に係る措置について

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会・開議

○議長(工藤清悦君) 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。15番下山孝雄君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和2年加美町議会第4回定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたい と思います。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたので、ご覧いただきたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(工藤清悦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番伊藤 淳君、13番伊藤信行 君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(工藤清悦君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は12月16日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 報告第17号 令和元年度一般会計決算の不認定に係る措置について

- ○議長(工藤清悦君) 日程第3、報告第17号令和元年度一般会計決算の不認定に係る措置について、報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) おはようございます。

3日間、よろしくお願いいたします。

まず、今し方、沼田雄哉議員、そして三浦英典委員、誠におめでとうございます。多年にわ

たり地方自治の振興に多大なるご尽力を賜りまして、改めて厚く御礼を申し上げ、またお喜び を申し上げたいと思います。

それでは、報告第17号令和元年度一般会計決算の不認定に係る措置についてご報告申し上げます。

本件は、令和2年加美町議会第3回定例会において、令和元年度一般会計歳入歳出決算が不認定となったことについて、地方自治法第233条第7項の規定に基づき、次の措置を講じることとしましたので、ご報告いたします。

決算が4年連続不認定となったことにつきましては、大変重く受け止めております。決算審査特別委員会で議員の皆様方からいただきましたご意見やご提言を真摯に受け止め、今後の町 政運営に生かしてまいる所存でございます。

本町の財政は、地方交付税の一本算定への移行により一般財源が減少し、事業を推進する環境が一層厳しさを増しています。財源不足には財政調整基金を取り崩して対応している状況が続き、歳出の縮減が喫緊の課題であります。

ご指摘のとおり、基金残高を考慮すると行財政改革にスピード感を持って取り組む必要があると認識しております。

次のとおり実行してまいります。

財政計画の策定、2番としまして行財政改革の取組方針の策定、3点目としまして施設の統 廃合・民営化など施設の最適化、4点目としまして職員数の適正化、5点目といたしまして補 助金の見直し、6点目、事業の見直し、7点目、ふるさと納税の拡充、8点目、受益負担の見 直し。

新型コロナウイルス感染の影響で景気は大幅な後退局面に入り、令和3年度予算編成に当たっては税収や地方交付税の減少に加え、財源不足に対応するため臨時財政対策債の増額が示されるなど、厳しい予算編成になることが想定されます。このような状況も踏まえつつ、一般行政経費にマイナスシーリングを設定し、経常経費の削減に取り組むほか、職員一人一人が共通認識の下、上記に掲げた行財政改革を着実に推進してまいります。

次に、地方創生推進交付金、モンベル関連事業についてでございます。

募集人員に対しての参加者数が少なく、事業費から参加者1人当たりの単価を見ると費用対効果が低いとのご意見ですが、参加者はイベント開始年度から見ますと、ツール・ド・347は144名増、SEA TO SUMMITは67名増となっており、大会会場においては町民や企業による特産品の販売PRなど、年々活動の幅が広がっていることも確かであります。また、

イベント開催の目的に、費用対効果に加え長期的に事業を展開する投資的効果も重要と考えて おります。そのことからも、参加者を増やすことも重要であり、一層の努力が必要ですが、長 年にわたる町観光振興の中心である自然を活用した政策を、今後も長期的な視点に立ち継続し て行うことも重要と考えます。

モンベル関連事業につきましても同様の考えであり、継続することで町のブランド力を高め、 交流人口、関係人口の増、移住定住につなげていきたいと考えています。

コロナ禍の中、観光を取り巻く環境も変わりつつあるため、次年度に向け議会からのご意見 のとおりイベントの事業内容などの検証を十分に行い、地方創生事業を実施してまいりますの で、ご理解をお願いしたいと思います。

観光振興事業、イベントの在り方については、やくらいべごっこまつり及びやくらい高原マラソンのイベント中止において、行政評価においての見直しや従事町職員の働き方改革、やくらい高原を会場とした場合の駐車場やトイレの問題、べごっこまつりについては肥育牛農家の減少に伴う加美町産牛の提供困難、またマラソン大会については観光シーズンの道路交通規制に伴う周辺観光施設への影響など、様々な要因から実行委員会としての中止という形を取らせていただいたものであります。

その中で、諸所の問題を解決しながら、なおかつ当日の集客だけによる一過性の成果で終わらず、実行委員会を組織している団体個々での自主的な運営、収支を見込める運営を継続できるイベントとして実行委員会で協議を重ね、代替イベントとしての意味合いも兼ねたやくらいふれあいカーニバルを開催させていただきました。

ご意見のとおり、以前のやくらいべごっこまつり、やくらい高原マラソンのイベントと比べれば、入り込み客数という点では減少したところは否めません。しかしながら、やくらいふれあいカーニバルにおいては食に関するイベントにおいて加美町振興公社を中心に、またランニングバイクイベントについては体育協会、現在のスポーツ協会を中心に、団体が個々に収支を見込みながら実施していくイベントとして開催し、やくらい施設群の施設内で開催することによる施設PRなど、当日の一過性の成果だけではなく、今後の継続的な入り込み客を目指した地に足の着いたイベントとして開催したものであり、今後は実行委員会での協議を密に行い、内容についても柔軟に対応しながら、当日の入り込み客の増加も視野に、施策を検討していきたいと考えています。

振興公社についてでございます。コロナ禍において、現在も振興公社の経営が大変厳しい状況であることは報告を受けております。その状況下において、施設の運営、雇用の確保、住民

へのサービス向上を目的とした新規事業の立ち上げなど、地域振興公社としての役割を果たしていただいております。町としましても、地方創生臨時交付金を活用した資金支援を行っていますが、議会からのご意見のとおり、今後も支援策について検討を重ね、実施していきたいと考えています。

また、施設の統廃合については、ウォーターパークをはじめ各施設の営業時間の見直しなど、 昨年度から経営方針の見直しを進めている状況ですが、コロナ禍を見据え、施設の統廃合につ いて本格的な議論を重ねる機会を設けていきたいと考えています。

これらの措置について、今年度から対応できるものについては対応を進めるとともに、令和 3年度の予算編成においても十分な検討を行い、進めてまいります。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(工藤清悦君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これで報告第17号令和元年度一般会計決算の不認定に係る措置についてを終了いたします。

日程第4 一般質問

- ○議長(工藤清悦君) 日程第4、一般質問を行います。
 - 一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、4番早坂忠幸君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[4番 早坂忠幸君 登壇]

○4番(早坂忠幸君) トップバッターの質問となりました。よろしくお願いいたします。 それでは、議長の許可を得ましたので、1点目の行財政改革について伺います。

ここ数年は、基金を取り崩さないと予算編成ができない状況にあります。うち、財政調整基金は平成28年度31億円あったものが、令和2年度では半減し、16億円となっています。その結果、4年連続の決算不認定、5年連続の実質単年度収支の赤字と、厳しい財政運営が続いております。これは、これまで度重なる議会からの警鐘、監査委員からの指摘があったにもかかわらず、対策を講じてこなかったからです。結果、財政調整基金も3年程度で枯渇する見込みとなってきました。

人口は合併時から5,400人の減少、今年度も人口の増加は見込めず、税収、地方交付税の減少は避けられません。

町では、本年度からようやく行財政改革を行うため、財政計画、公共施設等総合管理計画に 基づいて個別施設計画の策定を始めました。計画の内容、進め方について、以下の点について 伺います。

- 1つ目、対策が遅れた原因について。
- 2つ目、行財政改革を進める体制について。
- 3つ目、財政計画は10年で10億円の削減、個別施設計画は40年で維持管理コストを4割削減 の行政改革であります。金額、年数の根拠について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長(工藤清悦君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) それでは、早坂忠幸議員のご質問、3点についてお答えいたします。 まず、1点目でございます。

町としましては、合併以降の行財政改革として、職員数の削減や公債費の削減、指定管理制度の導入などに取り組んでまいりました。具体的な例を挙げますと、普通会計ベースで人件費は合併した平成15年度に29億円あったものを、令和元年度では21億円まで削減しております。8億円削減いたしました。公債費につきましては、合併時に28億円ありましたものを、令和元年度では16億円まで減少させました。8億円減少させました。

合併当初の社会経済情勢であれば、これらの改革で普通交付税の一本算定以降に伴う財源不足相当分の歳出削減は可能であったというふうにおそらく誰しもが考えていると思います。私もそう考えておりました。しかし、合併以降、特に近年、情勢は大きく変化をしております。国の緊急財政政策、続く景気低迷、少子高齢化や制度改正に伴う社会保障費の増加への対応、職員の再任用制度などへの対応に加え、公立加美病院や加美町振興公社の経営悪化など、町の努力だけではいかんともし難い歳出増加の影響も大きくなっております。これまで合併後に実施してきた職員数の削減、あるいは公債費の削減などに代表されるような行財政改革では、財源不足に対応できない状況になってきているということでございます。

9月の決算議会において申し上げましたとおり、決して行財政改革を行ってこなかったわけではありません。何もしてこなかったわけではありません。具体的には墨雪墨絵美術館や縄文芸術館の廃止、さらにはかみでん里山公社設立による電気料金の削減など、そういった歳出削減にも取り組んできております。また、加えて税収確保のための努力も行ってきております。 ふるさと納税の強化などもその一つでございます。また、施設改修の補助金獲得など、施設整 備等についてもできるだけ補助金を引き出す努力もしてまいりました。税外収入の確保にも取り組んでまいりました。町は既に行財政改革に着手をしてきているということでございます。

このような町の財政状況を踏まえ、行財政改革を一層推進するため、先月の議会全員協議会 及び町政懇談会におきましても、議員の皆様、そして町民の皆様に対して、行財政改革の必要 性と公共施設の再編についてご説明を申し上げたところであります。課題解決に向け、スピー ド感を持って行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。ぜひ皆さん方のご理解、 ご協力を賜りたいというふうに思います。

次に、行財政改革を進める体制についてのご質問であります。

行財政運営の健全化のため、町が抱える課題と組織としてすべきことを明確にし、職員の共 通認識の下、全庁的に展開していくことに特化した行革部門の必要性を強く感じまして、令和 元年度の組織機構改編で企画財政課に行財政改革推進係を設置いたしました。

今年度は、行財政改革の取組をさらに加速するため、係員を1名増員し3名体制とし、ふるさと納税の拡充、補助金の見直し、事務事業の見直し、RPAの導入などに着手しております。また、より実効性のある行財政運営を図るため、庁内横断的に進めるべき取組を整理した加美町行財政改革取組方針を先月策定いたしました。これは町の行財政改革の方向性を示したものであり、組織の統廃合も位置づけております。具体的には令和3年度までに取り組むべき内容を94の項目にまとめ、目標やスケジュールのほか、役割分担や進捗管理の在り方を明確にしております。取組に関する予算を令和3年度当初予算に着実に反映してまいりたいと考えております。

また、新年度におきましては、組織の進捗管理を徹底するため、全所属長が出席する毎月の 課長会議を庁内推進体制の中心と位置づけ、全庁的に情報を共有し、連携を図りながら、的確 に対応してまいりたいと考えております。

3点目の財政の健全化についてでありますが、財政調整基金に頼らない行財政運営が目標となってまいります。財政調整基金につきましては、令和3年度の当初予算編成から毎年度1億円ずつ削減し、令和6年度までに予算繰入れは2億円まで縮減したいと考えております。これにより、例年決算剰余金の積立てが1億5,000万円ないし2億円あることを考慮しますと、令和6年度以降も8億円程度の残高が確保できると試算しております。これは標準財政規模の10%程度ということを目安にした8億円でございます。

また、今後の人口予測を踏まえ、安定的な財政運営を行っていくには、予算規模を120億円 程度に縮減する必要があると考えております。10年間で縮減を図るとしたのは、住民サービス になるべく多大な影響が生じないように改革を進める必要があるからであります。

予算編成でもお示ししたとおり、裁量的な行政経費は一般財源ベースで15億円弱、それ以外は人件費や扶助費、施設管理費といった経常的かつ固定的な経費であります。裁量的な行政経費の15億円をすぐに大幅に減らせるかというと、民生、農林、教育など住民サービスの根幹的な事業も含まれていますので、これは当然限度があります。したがいまして、人件費を含め施設の管理費など短期間で削減し難い経費については、個別施設計画に基づき計画的に削減していく必要があります。

個別施設計画についてであります。

上位計画の公共施設等総合管理計画が平成29年度から令和38年度までの40年間を計画期間としていることから、同様に40年間を計画期間としております。

また、金額につきましては総合管理計画で40年間で30%以上のコスト削減を図りますとしており、その実現のため、また加美町人口ビジョンなど将来人口の予測なども踏まえ、10年ごとに1割ずつの削減、40年で4割削減を目標としたところであります。

なお、施設の維持管理費には人件費を算入しておりませんので、施設の統廃合を進めること により配置人員の減少が見込まれ、人件費の削減も期待されるところでございます。

ご質問のとおり、交付税一本算定などの理由により急激に悪化している町の財政状況を踏まえ、もっとスピード感を持って施設の削減等を進めていくべきではないかと当然お考えになられるでしょうし、私もできればそのようにしたいというふうに思っているところであります。ただし、公共施設の統廃合には利用者さんや地域の皆さん方の理解が大事であります。学校の統廃合も含めて、丁寧な説明をし、ご理解いただきながら進めていく必要があると考えております。現在策定中の個別施設計画に基づきまして、着実に進めてまいりたい、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) それでは、再質問します。

最初に、対策が遅れた原因についてですが、着手はしているんだと、これからはスピード感を持ってやるということでした。それについてなんですけれども、私はこれまで何度も財政管理計画の見直しについて意見、質問等を話してきました。町長はその都度、個別施設計画の策定を行う予定ですと。その計画をまるで特効薬のように答弁に使って、対策を講じてこなかったと私は感じております。これは町長が財政状況について、我々にあまり危機感が伝わってこないんです。その辺、町長はあまり危機感がないように私は感じているんですけれども、まず

それからお願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 大変危機感を感じておりますし、職員にもその都度財政状況の厳しさに ついてお伝えしております。私も今述べたようにこれまでも行財政改革には取り組んできてお ります。できるだけのことをやってまいりました。ただ、先ほど申し上げましたように昨今の 急速な情勢の変化、こういったことは当初はなかなか予想できていなかった。おそらくほとん どの方がそうだったと思っております。そういった急激な変化に対処すべく、組織の改編も含 め、そして個別計画の完成を待たずに着手できるところは着手すべきだというふうな考えで、 墨絵美術館あるいは縄文芸術館の廃止をしたところでありますし、また現在東北陶磁館の廃止 に向けても準備を進めているということでございます。また、上多川小学校についても統合し、 そして加美町の負担にならないように民間の音楽施設を誘致をし、そして現在年間300万円の 使用料相当額をいただき、全く町の負担がない状況で運営をしていただいているということで あります。ですから、できるところはやってきていると。ただし、今後さらに施設の統廃合 等々を進めるに当たっては、やはりその根拠となるべく計画がなければ、地域住民の方々にご 説明し、ご理解をいただくことができませんので、これから本格的な施設の統廃合等々を行う に当たって、やはり個別施設計画が何よりも大事であるということで、そのようなことを答弁 をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただければと思います。以上で す。
- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) できるところからやってきたということなんですけれども、私は例えば 墨絵美術館、それから旭小学校とか、それは自然的にこうなってきて、どうしようもないから やったという感覚しかないんです。そういう計画が町でなかったから、ただ人も減って、複式 になったからやると、そういう感じしか受け取れないのでこういう質問をしています。

それから、決算不認定の関係なんですけれども、冒頭に町長から報告があったんですけれども、よく町長は、耳に入ってくるのは予算は議会を通しているんだよと。それで、不認定の要因では不適切な事務処理、これは完全になりますよね。それから、地方自治法第2条に「地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」とあるように、予算議会で執行部は事業の説明を我々に行うわけです。説明したとおりに効果が上がらなかった事業がある場合、決算不認定の大きな要因になるわけです。これについて、町長は理解していますか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 通常、決算認定につきましてはやはり不適切な支出、流用、そういったものがあったかどうかというのが大きな判断基準なんだと思っております。どこの自治体でもかなりの数の、何百という事業を行っております。その事業の中には、費用対効果が初めから見込めないものもあります。これは行政サービスですから。100%いわゆる採算が取れるというものだけではございません。これは当然ですね。行政サービスですから。それから、短期的に効果が表れるものもあります。中にはやはり数年かけて効果が出るものというのもあると思っています。ですから、そういったところをしっかりと見ていただいて、そして判断をいただくということなんだろうというふうに思っております。あくまでもそれは議員の皆さん方のご判断ですから、先ほど申し上げましたようにその判断は我々も重く受け止めております。ただ、一般的にはそういったことだというふうに私は理解しております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 長期的に効果が出るというのであれば、その段階でこの事業は5年、10年ぐらいで出ますよと当初から言ってもらえれば分かるんですけれども、これは押し問答になりますから次の質問に入ります。

次に体制です。先ほど町長は取組方針を策定しましたよと、それから課長会議を軸にしてどうのこうのとお話しされていました。例を挙げますけれども、2月に財政非常事態宣言を出した村田町です。これは町長を本部長とする、ここまではまだ加美町は行っていないということを言われればそれまでなんですけれども、町財政健全化推進本部を立ち上げて、取り組んでいるんです。加美町では、先ほど言ったような課長会議を軸として、その中でずっと行くのか。あと、村田町ではこの計画の中で財調の取崩しを行わないよということで、先ほど町長は8億円まではいいんだみたいな答弁に聞こえたんですけれども、その2つ、お願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 村田町の状況と同じように考えるべきではないと思っております。ですから、村田町のような状況にならないために、今我々が手を打っているということでございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

また、先ほど申しましたように、すぐに大幅に予算を圧縮することはできません。固定的な 経費というのが多くを占めますから。ですから、財調を取り崩さなければ予算は組めないとい う状況でございます。ですから適正な、ここ数年は財調の取崩しを毎年1億円ずつ減らしてい って、そして8億円という適正な、適正といいますか標準規模、予算規模に見合った額で安定 できるように、いわゆるソフトランディングをさせていくというふうな考えでいるところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 加美町の経常収支比率、現在、元年度で95.1%ですよね。それで、かなり自由に使える金がない、厳しいということなんですけれども、さっきこれ言おうかなと思っていたら、町長に先を越されまして、控室で言われたんですけれども、三役の報酬の削減の話をされました。これに関連して、前町政時代、三役が2割カット、全員です、3人とも。さっきは20%や15%、何か一律になっていないように感じたんですけれども、それから職員の手当もカット、管理職のカットですね、それもやっていました。今よりそんなに厳しくないような感じがしたんですけれども、そういうことを、今日三役はしたんですけれども、将来職員の削減も多分、そういう状況が来ると思うんです。ということは、住民サービスの低下も当然起こるわけですよね。そういうことについて、町長の考え、どのように考えますかね。削減したからいいというわけじゃないですよね。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 先ほどご説明させていただきましたように、令和3年の4月1日から1年間、私の給与は20%、額にしまして205万円、副町長が15%、額にしまして114万円、教育長が10%、63万円で、共済費等を合わせますと総額446万円を減額させていただきたいと思っておりますし、このことについては本定例会に追加提案させていただきたいと思っております。この意味するところは、行財政改革、やはり町民に対しても痛みを伴うものでございます。こういった状況の中で、我々が不退転の決意を持って行財政改革に取り組むという姿勢を示すという意味でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

職員の給料等の減額については、考えておりません。大変職員は熱心に働いておりますし、 決してラスパイレス比率が県内で高いわけではございません。むしろ職員にはこれまで同様、 あるいはこれまで以上にこの行財政改革にしっかりと取り組んでいただいて、そして持続可能 なまちづくりのために働いてほしいというふうに思っておりますので、減額をしようというふ うには考えておりません。

また、経常収支比率ですかね、95.1%、県内の合併したまちはたしか96.何%、加美町より も高いです。どこの自治体も、特に合併した自治体は大変厳しい状況にあるということなんで すね。ですから、このところは我々共通認識を持って、まさに我々三役のみならず職員一同、 不退転の決意で行財政改革に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解、 ご協力をお願いいたします。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 次に、金額と年数の根拠なんですけれども、個別施設計画なんですけれども、これは40年で維持管理コストを4割削減ということです。施設を統廃合、解体したりする場合、有利な補助事業はないはずです。私調べたんですけれども、起債はあるんです。その起債も、後年度の交付税措置が35%程度ぐらいしかないように私は感じました。ということは、返済が大変になりますよね。そうすると、町の独自財源がないとこの計画は進まないわけですよね、簡単に言えば。その財源が必ず必要になると。つまり、財政調整基金を減らしていくということは、財源がなくなるわけですよね。この辺、どう思っていますか。
- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

解体の財源措置ということでございますが、解体のみの場合につきましては2つの起債がご ざいます。

まず1点目につきましては合併特例債でございまして、新町建設計画に基づきまして、さらに公共施設等総合管理計画に基づきまして、合併特例債を活用することができるということになってございます。ただ、充当率は95%、そして交付税措置が70%ということでございます。

もう一つにつきましては、先ほどお話ししましたように公共施設等の適正管理推進事業債というものがございまして、これにつきましてはその計画に基づきまして対象になるというものでございますが、充当率は90%で、交付税措置はなしというふうに記載されてございます。 以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 合併特例債がずっと永遠に、40年も続くわけじゃないですよね。その辺もありますよね。まあいいです、いいです。やっぱり合併特例債を使えるうちに使っても、合併特例債には計画がありますから、その計画にまた影響が行くんですよね。今の中にどこを解体するのか入っていないわけですから。まずいいです、それは。時間が20分というのはなかなか短いんですよね。

次に、町長に聞きます。

- ○議長(工藤清悦君) すみません、総務課長から答弁があるみたいですので。総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

先ほど企画財政課長のほうから公共施設等適正管理事業推進債の説明がございましたが、交付税措置がないという説明でございましたが、集約化・複合化事業については交付税措置が50%、あと長寿命化する場合の事業については同じく充当率は90%でございますが交付税が30%というような、交付税措置は合併特例債に比べて多いわけではございませんが、そういった制度はあるということで、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) いずれも交付税措置が低いんですね。 じゃあ次に移ります。町長に聞きますけれども、財調の残高規模について、考え方。町長は 10%と話していますけれども、まずその根拠について伺います。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) では、私から。詳しくは企画財政課長から。先ほど申しましたように、標準財政規模ですね、これの10%程度ということが8億円の根拠でございます。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

財政、標準規模の10%という数字で、8億円という数字を示してございます。先ほど町長のほうからもお話がありましたように、毎年1億円ずつ下げていくということで、令和6年度におきましては本当に少ない金額になるわけでございますが、剰余金がございまして、その剰余金を生かして8億円という数字を取ってございます。そういう形で、まずは財調を4年間使いまして、それ以降については取崩しをしないという方向で考えております。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 10%という話ですけれども、私調べたんですけれども、総務省が平成29 年度に全国調査をしたんですけれども、その規模から見ますと、10%~20%が適正となっているんです。町長は一番最低の10%ですよね。私なら20%を取ります。なぜなら、これから社会保障費が増大とか、災害が起きる場合に、やっぱり2割取っておくと。最大のほうを見るのが普通じゃないですか、執行部としては。

モニターをお願いします。

これは私が書いたやつです。調べて。赤の字が20%の割合で試算した場合。一番上が80億円、これが標準財政規模と常に言っている金額ですけれども、10%で8億円ですよね。20%で16億円なんですよ。次の130億円というのは、令和元年度の当初予算130億円、これから行ったら

20%で26億円、10%でも13億円。同じように令和12年度、10年後ですね、120億円にしますよとした場合、10%で12億円、20%で24億円。こうした場合、この考えが必ず正しいとは言えないんですけれども、私はこれでいいと思うんです。これから行きますと、財調の取崩しはもうできないと私は感じています。それから、令和3年度から令和12年度までの、令和12年度で120億円にするというのをもっと下げないと、1億円でもいいんです、120億円なら115億円とか、そう持っていかないと、必ずなくなりますよ、これは。それについて、お願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

まずもって80億円という数字でございますが、今議員さんおっしゃるように予算規模と標準 財政規模ということで2つございますが、この10%の土台となるものが、標準財政規模の80億 円という数字がまず一番最初に出てくる数字でございます。この標準財政規模の80億円の10% という形で計算をされるわけでございます。

ただ、心配される大規模な災害等につきましては、ハード面では国庫補助、さらには災害復旧の起債が活用できます。また、ソフト面につきましても災害救助費や特別交付税等の財政措置もございます。昨年の台風19号の際には、適用されました交付税の前倒し、いわゆる繰上交付というものもございました。そういった国からの措置もございますので、基本的には財政標準規模、いわゆる80億円の10%で大丈夫かなというふうに思ってございます。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 副町長。
- ○副町長(髙橋 洋君) 副町長です。

前にもご説明しましたけれども、標準財政規模と予算規模は違います。当然80億円が標準財政規模でありますけれども、予算規模というのはそれに補助金とか起債も足されますので、議員さんの先ほどの試算の数字は予算規模ではじき出しておりますので、標準財政規模で計算すると80億円の10%で8億円ということであります。

それから、我々もできれば20%で積みたいと思っております。そのようになるように、経費の削減に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 標準財政規模が80億円、それを20%とした場合は16億円ですから、それが限度ということになりますよね。20%できるんですから。その辺はそれでいいです。そういう考えなんでしょうから。

それから、今回の予算編成方針を見たんですけれども、聖域なき徹底した事業の見直しと、 これはさっき町長が言ったんですけれども、政策効果の乏しい歳出は徹底した削減を行うと。 これは掛け声だけで終わらないように、ぜひともお願いします。

今現在、来年度の予算編成時期になっていますけれども、財政状況がこれぐらい悪化しているのを見ますと、大変苦慮していると思うんです、皆さんがね。多分財政当局、その他何といいますかね、課、事業課かな、特に。今までやってきたやつとか、ここをしなければならないという、インフラとかね、その辺からかなり悲鳴が聞こえてくるような感じがします。あえてここで質問しますけれども、その原因の一つに中新田公民館の建設、これが予算編成にうんと影響を及ぼしているように私は感じているんです。その辺、町長どうですか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) これまで申し上げましたように、中新田公民館につきましてはまず現在 の老朽化した施設、年間2万8,000人ほどの利用者があると記憶しておりますけれども、一番 利用者の多い施設であります。やはりこの施設は今のままではよろしくないと。町民の皆さん 方からも何とかしてほしいという要望があり、そして町民で構成した中新田公民館の検討委員 会でも検討を重ね、その結果、トータルコストを考えた場合には新築のほうが財政的にも有利 であるというふうな結論で、新築ということになりました。かなり予算も圧縮し、6億数千万円の事業費になっております。ですから、やはりこれはトータルコストを考えた場合、中長期 的に考えた場合には新築が望ましいんだろうというふうに思っておりますし、そのために来年 度、この予算措置は必要でございます。ただし、このことに関しましては3年間据え置いて、そして4年目から一千七百数十万円を15年にわたって返済していくということでございますので、十分行財政改革を進めながら、返済していくことは可能であるというふうに思っております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 中新田公民館は合併特例債を使うんでしたっけ。公民館は令和3年、令和4年と2か年での計画になっています。大体8億円ぐらいですよね。そうすると、公民館は合併時のこの計画にはないんですよね。8億円を合併特例債を使うということは、その分合併特例債に入っていた計画、できなくなるやつもうんと出てくるわけですよね、簡単に言えば。その都度見直しをして、入れてやっているのもあるんだからという話になるんでしょうけれども、その辺どう思いますかね。
- ○議長(工藤清悦君) 副町長。

○副町長(髙橋 洋君) 副町長です。

合併特例債については、合併当初想定される事業を入れ込んでおりますけれども、上限額を 大分下回った計画です。そして、その後ローリングをして、その後に計画された事業も盛り込 んで、それでもまだ上限には達しておりません。ですから、公民館を建設することによってほ かの事業に影響を及ぼすということはございません。

それから、詳しくは生涯学習課から財源の説明をしていただきますが、一般財源はあまり持ち出ししないで建てることができますので、そういったことではそんなに令和3年度の予算編成には、多少はありますけれども、影響はないというふうに考えております。

あと、詳しくは生涯学習課長から答弁をしていただきたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼スポーツ推進室長(上野一典君) 生涯学習課長でございます。

何度か財源に関しては説明をしておりますけれども、とりあえず中新田公民館整備につきましては合併特例債以外に十何%の町持ち出し分、ちょっと正確な金額は今手元にないので申し上げられないんですけれども、3,800万円ほど、それに対しては文化振興基金、1億2,000万円ほどございます。それを活用したいなと思ってございます。あと、備品については1,700万円、それもこの1億2,000万円の基金を利用して計画したいなと思っていますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 令和3年度の予算には影響がないということですけれども、本当に影響がないのか心配だから質問しているんです。いずれ後年度に必ず影響は出てくると思います。 それで、もう少し伺いますけれども、以前私は公民館よりも新庁舎のほうが先だよということを話したことがあるんですけれども、庁舎については7番議員が明日ですか、質問しますので、その中で1点だけちょっと伺います。町長は本年度中に新庁舎の方向性を示しますよと。でも、いまだに何もないんですね。12月になってもね。それが1点と、町政懇談会で中新田公民館の建設に疑問を感じた質問があったやに聞いております。なければいいんですけれども、私はあったと聞いたんですけれども、その2点、伺います。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 庁舎の方針ですね、7番議員からもご質問がありますから、明日、ある 程度の方向性はお話をしたいと思っております。

公民館については、ちょっと私は記憶はありません。町政懇談会におきましては。

では副町長から。

- ○議長(工藤清悦君) 副町長。
- ○副町長(髙橋 洋君) 中新田公民館の建設についての懸念というのは、私もそういうふうに取ってはいません。ただし、避難所として平屋でいいのかと。1,000年に一度のああいった洪水、浸水区域のマップが出された後の建物なので、2階の建物にしなくていいのかという質問はありましたけれども、建設についての懸念というか、そういったふうには私どもは捉えておりません。
- ○議長(工藤清悦君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼スポーツ推進室長(上野一典君) 生涯学習課長でございます。 小野田のほうは私出席していなかったので、今副町長が言ったとおりだと思います。

あと、中新田地区で財源の方法をちょっと聞かれたことがございます。それ以上はございません。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 副町長。
- ○副町長(髙橋 洋君) 副町長です。

ご質問の中に、財政状況が大変な中で大丈夫なのかというようなご質問があったというふうに、そういったご意見はございました。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) それを聞いているんです。要するに財政状況が厳しいというのは町民も 分かっているわけですよね。だから聞いているんですよ。だから、そういうのはなかったのか と。最後にあったと言われて、俺のアンテナはよっぽど低いのかなと思ったんですけれども、 やっぱりそういう心配をしているのはいっぱいあるんですよ。

それで、最後に聞きますけれども、宮城県、新聞でいろいろあるんですが、県美術館、知事は断念しましたよね。前に加美町でも中新田の拠点整備、あれもかなり進んで、やめましたよね。福祉課をそっちに持っていくとかなんとかという。それからバイオマス、あれも何千万円も使って、やめましたよね。それからもう一つ、子ども公園、あれも町長の肝煎りであっちのほうに造るということでやって、やっぱり我々の議会からとかいろいろ指摘で、直前で中止になったんですよね。だからといってこれを中止しろという話じゃないんですよ。あとは町長の判断ですから、全部考えて。私が思うには、これを建設した場合、ボクシングでいえばボディーを何回も殴られて、もうダウン寸前まで、それが早くなるはずです、必ず。だから、財政の

見通しといいますか、いつつくるか分からないですけれども、その辺を少し考えてほしいと。 この財政難の中で、例えば舗装道路が甲羅になった状況がいっぱいありますよね。そういうの もできなくなりますよ、必ず。あと、宮城県が今やっている道路維持費、昔の本当に二、三割。 予算が。維持費だけ。そういうのもできなくなるはずです。ですから聞いているんです。本当 にこの財政の中で町長は大丈夫と思って進めるんでしょうね。お聞きします。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 財政状況が厳しいからといって、行うべき事業を中止すべきではないと思っております。真に必要なもの、この事業はやはりきちんと財源措置をした上で進めていくということが重要でございます。特に中新田公民館、一番利用度の高い施設であります。これは住民サービスにとって欠かすことのできない施設であります。こういったものはきちんと整備をしていく必要があるというふうに思っております。先ほど生涯学習課長からも答弁したように文化振興基金、これまであまり使わずに積み立てておりましたが、1億2,000万円ほどあるわけでありますけれども、これを有効に活用して、財政の負担にならないようにということで建設を進めることにしております。さらに、新しい公民館は現在の公民館に比べまして1年間の光熱費と管理費、百数十万円削減される見通しでもありますので、私は財政に過度な負担をかけることなく建設をし、そして皆様方に愛され、長く利用していただける施設になっていくんだろうというふうに思っております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 財政に負担なく建てますよと言われれば、これ以上何も言うことはないですよ。本当にそのようにお願いします。

次に、2点目の筒砂子ダム建設による地域活性化策について伺います。

筒砂子、これは鳴瀬川ダムとなるということなんですが、土地取得へと進み、予定でいくと 令和18年度に完成の見込みです。これから工事・調査による経済波及効果、地域活性化策等に ついて町はどのように関わり、進めていくのか、伺います。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) それでは、鳴瀬川ダム建設に関するご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

鳴瀬川総合開発工事事務所におきまして、ダムの名称、今申し上げましたように正式に特定 目的ダム法に基づく基本計画の中でも鳴瀬川ダムという名称で作成をしております。宮城県知 事とダム使用権の設定予定者であります東北電力からの同意を得るなど、告示に向けた手続を 行っているところでございます。

基本計画の告示がなされれば、事業計画や用地に関しましてこれまで以上に踏み込んだ説明 や意見交換を行うことが可能となるというふうに聞いております。

鳴瀬川総合開発計画事業による経済波及効果、それから地域活性化策につきましては、令和 2年11月9日に開催されました鳴瀬川総合開発事業に関する連絡調整会議におきまして、事務 所のほうから事業を生かした地域振興への紹介というものがなされております。

この会議は、鳴瀬川総合開発工事事務所職員と町の建設課、そのほか観光施設、地域振興に係る6つの関係課で構成されておりまして、意見を交換する形で地域振興策を含めダム建設に関係する諸課題などを広く考えていく会議であります。

今回の会議では、まず加美町の直接的な収入について3つの収入が考えられるというお話で ございました。

1つ目は、用地補償費等の費用としてダム堤体などのダム事業に係る町有地の取得に対して支弁される費用や、ダム建設中の工事用として借地する町有地に対して支弁される費用でございます。

2つ目には、町有施設の賃貸料として監督員詰所、サテライトオフィスとして賃借する施設に対して支弁される費用、そしてダム本体工事の請負者の現場事務所、建設従事者の宿舎等として賃貸する施設に対して支弁される費用でございます。

3つ目といたしまして、鳴瀬川ダムに新設される仮称でございますが筒砂子発電所に関する 電源三法交付金でございます。

次に、経済効果についても説明がありました。 4 つの経済波及効果が期待されるということ でございます。

1つ目は、ダム本体工事はじめ付け替え道路等の工事・調査による経済波及効果でございます。また、ダム建設中にインフラツーリズムなどによる経済波及効果、地域の活性化なども期待されるということであります。

2つ目に、ダム工事従事者の消費活動による経済波及効果でございます。他のダムの事例では、建設工事最盛期には約500人の工事等従事者が町内に居住し、その方々の消費活動による経済波及効果があったとのことでございます。

3つ目といたしまして、工事・調査による新たな雇用創出による経済波及効果でございます。 ダムの建設工事期間が令和18年度までの長期にわたります。工事の様々な職種での新たな雇用 創出による経済波及効果が期待されるということであります。 4つ目に、完成後のダムを観光資源として活用することによる経済波及効果でございます。 ダム本体は圧倒的なスケールを感じられ、新たに創出される広大なダム湖、そして漆沢ダムの ほうは逆に陸地化いたしますので、こういったものなど、いわゆる非日常感を感ずることがで きる観光資源として活用できるだろうというふうに思っております。そういった経済効果も期 待をしているところであります。

地域の活性化につきましては、先ほど答弁しましたダム建設中及び完成後のインフラツーリズムのほか、ダムと音楽、農業、文化、アウトドアなどと連携させた様々なイベントの事例なども紹介を受けているところでございます。

また、鳴瀬川総合開発事業を地域活性化に活用するイメージとして、付け替え道路、国道347号をサイクリングロードとして活用したり、ダム管理事務所を原石山跡地に造り、イベント広場として利用したり、建設発生土受入地跡をキャンプ場にしたり、管理釣場を設けたり、また工事用道路跡地をジョギングコースにするなど、こんな構想なども紹介されたところでございます。そのほか、かわまちづくり支援制度による地域の活性化の支援制度の事例、ウィズコロナ時代のアウトドアの取組事例なども紹介されております。

鳴瀬川総合開発工事事務所では、ダム建設地での住民対応や地域活性化を町が進めるに当たり、最大限協力するというふうに言っていただいております。町としましても、今後もこの会議を頻繋に重ねまして、また状況に応じては町の関係課のほか振興公社や住民を交えたワーキンググループなどにて検討することも考えております。将来にわたってランニングコストや設備のイニシャルコストなども踏まえながら、地域活性化を検討・具体化していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) この質問に関しては、最終日に3番議員が質問する予定なので、簡単に 質問をします。

今現在、町長は分かっているかどうだか分からないんですけれども、西上野目の民家を買った人がいて、そこにコンサル業者が何名か、そこから通っているのかな、そこに食事を提供している場所があるんです。そんな感じで、地元にもそういう効果が出てきているんです。秋田県の成瀬ダムかな、やっぱりそういうのはうんと多いらしいんですよね。その辺、町のほうでぜひ進めてください。

町として今現在考えている振興策、町として必要な振興策と、あと関係する地域がこれがい

いのかなと思われるような振興策があれば伺います。お願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 建設課長。
- ○建設課長(長田裕之君) 建設課長です。

今のご質問なんですけれども、現時点ではっきり決定したものはまだございません。この前の11月9日の調整会議で、様々な地域活性化策を国のほうから紹介をされております。これから町及び地域の活性化に向けまして検討を重ねていくんですけれども、やはり最終的にはコスト面とかの関係もありますので、十分地域の皆様方が本当に必要なものなのかとか、あとは町の施策として効果が上がるものなのかなどを検討しながら、コスト面を含めてこれから検討してまいりたいと思っております。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) そうなんです。やっぱり町と地域で、将来お荷物になってまた赤字とか、 そういうのが出たのでは困りますので、その辺よろしくお願いします。

あともう1点だけ伺いますけれども、11月9日に打合せがあったということなんですけれども、これには随分、何人集まったというのを見せられたんです。我々も所長と課長さん2人の3人来て、聞いたんですけれども、近々ダムの委員会でもその話が設定になるはずですけれども、今の町の体制は建設課長の補佐、1人ですよね。今建設課長が言った内容の取りまとめが、大体2年程度で取りまとめをしてくださいというような話なんです。ですと、2年間でやっぱりすごい、すぐなりますから、そこをしっかり取りまとめる部署が必要だと思います。これについては、来年度からでもしないと、1,450億円の仕事のうちのあれですから、ぜひともその辺、お伺いしておきたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 副町長。
- ○副町長(髙橋 洋君) 議員ご指摘のとおり、今補佐が兼務としてやっておりますけれども、 きちんとした体制を取って、対応してまいりたいと思います。
- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) よろしくお願いします。終わります。ありがとうございました。
- ○議長(工藤清悦君) 以上をもちまして4番早坂忠幸君の一般質問は終了いたしました。 暫時休憩いたします。11時20分までといたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(工藤清悦君) 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告2番、5番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[5番 三浦 進君 登壇]

○5番(三浦 進君) 通告に従い、一般質問を行います。

農林水産省から譲与された公衆用道路について、1問のみであります。

町長は9月定例会で、公衆用道路・孫沢字東沢152番、153番、154番を工場用地所有者が土砂を埋め立て、擁壁を設置したと言われました。また、工場が操業を始めた昭和50年代から、公衆用道路と一体として利用されてきたと考えていると明言されました。なお、公衆用道路が工場と一体として使用されたことについては、町長が度々述べてきたところであります。

他人が不動産を占有することを妨害・排除して、事実上自分の占有下に置く行為は、不動産 侵奪罪に該当します。この不動産侵奪罪というのは、窃盗罪の一部みたいなものです。しかも、 同地を町内企業に貸与し、約3メートルの防護壁で囲うなどの行為は、確信的でさえあるとい うふうに考えます。

さらに、公衆用道路の境界標を埋め立てて、土地の境界を認識することができなくしたことは、境界損壊罪に該当します。境界損壊罪は、器物損壊罪と同類の罪であります。

町が不法行為を不問に付すことは、あしき前例となるので、まず不動産侵奪行為及び境界損壊について徹底した調査を行い、並行して早期に原状回復を行うべきであると考え、以下、次のとおりお伺いをいたします。

- ①工場用地所有者によって町所有の公衆用道路が侵奪され、境界が損壊されたと思われるが、 町の見解はどうか。
 - ②孫沢地区の原状回復、または代替道路協議の進捗状況はどうか。
 - ③孫沢地区以外の公衆用道路は全て一般の通行ができるかどうか。あるいは確認したか。 以上、お伺いします。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 三浦 進議員からは、9月定例会も含めてこれまでご質問いただいたところでございます。現在、関係者と話合いを続けておりますが、解決に至っていない状況でございます。時間も大分経過しておりますので、解決に向けて引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1点目のご質問に対してでありますが、これまでも何度か説明させていただきましたが、当該公衆用道路については譲与通知書の発見により、旧農地法第74条の2による譲与の条件に違反している状態であると認識しております。

公衆用道路が侵奪され、境界が損壊されているとのご指摘ですが、町がこういった法の判断 をすることは難しいというふうに考えております。

本件につきましては、農地法の譲与の条件に違反している状態を是正することが解決につな がるものというふうに考えております。

2点目のご質問、孫沢地区の原状回復、または代替道路協議の進捗状況についてでありますが、当該公衆用道路につきましては引き続き町が公衆用道路として管理していくことを前提に、 周辺住民の意向も踏まえて、管理者である町の責任において道路としての通行を可能とするための方策を検討しているところであります。

通行を可能とするための方策としまして、原状回復あるいは代替道路の整備が考えられます。 その方向については、これまで何度も隣接土地所有者、工事用用地の所有者と話合いを続けて おりますが、全員のご理解がいただける段階には至っていないということです。

当該公衆用道路については、周辺の地権者の方々と平成31年3月に現地の立会いを行い、皆さんの意向を聞いておりますが、先般、改めて皆さんとそれぞれ話合いを行いました。本件について思っていること、今後どのように進めたらよいかなどについて、率直なご意見を皆さん方からお伺いいたしました。周辺地権者の皆さんからは、必ずしも原状回復を求めるものではないと、代替道路による解決でもよろしいといったご意見、3名の方からいただいております。ただし、1名の方からはあくまでも原状回復を求めるということでありました。また、工事用所有者からは、代替道路による解決が一番よい方法と思っているというふうな意向もお伺いしております。こういった内容を踏まえ、現在、宮城県の指導もいただきながら進めているところでございます。

3点目の孫沢地区以外の公衆用道路は全て一般の通行ができるかというご質問でございます。 道路法の適用を受けている町道に関しましては、町で適切に維持管理を行っております。

道路法の適用を受けない旧法定外公共物、公共物に該当する道路については、明確な定めは ありませんが、従来から慣習により道路の利用者、地元関係者の方々に維持・修繕等の機能管 理を行っていただいている状況です。

旧法定外公共物、公共物に該当する道路には、無番地のもの、それから有番地のもの、両方がございます。有番地で地目が公衆用道路となっているものだけで700筆以上もあり、そのほ

か財務局等から譲与された無番地の土地で道路として利用されている土地もあります。大変多 うございますので、町ではそれぞれの明確な状況について把握できていないというのが現状で ございます。

次に、農地法に基づき譲与された公衆用道路を含む財産についてお答えいたします。

昭和48年3月から昭和56年3月にかけて、合併前の旧町宛てに合計193筆が譲与されております。これら譲与された財産のうち、孫沢地区の公衆用道路25件に関しては本件に関連して平成30年11月に現地調査を行っております。中にはきちんと管理されているものもありましたが、そのほとんどは管理が行き届かず、草木が繁茂し、通行ができない、あるいは隣接する山林などと一体化して、道路としての形状が確認できないというものでございました。

なお、譲与された財産のうち、孫沢地区以外のものについては現時点では状況を確認できて いない状況でございます。

これらのことについては、国、宮城県から現地調査と併せて当時の経緯や資料について確認 するよう指導を受けておりまして、現在、当時の経緯等について調べているところであります。 以上、3点についてお答えさせていただきました。よろしくお願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 私がこの質問を何度も何度もするのは、農林水産省から譲与された公衆 用道路2万3,727平米、これは町の貴重な財産であります。それを不法な侵害から守る、そし て町民の自由な通行の権利を守る、以上2点であります。これはもう行政にとっては最重要課 題だというふうに私は思うんです。

そして、1点目の答えですが、法の判断は難しいというふうに町長は言われました。私は法の判断をしろとここには書いていません。どのように思われるか、損壊について、あるいは侵奪について、その見解はどうかとお聞きしているんです。もう一度お願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 私個人としての見解を述べることはできないということでございます。 以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 見解を述べないということは、見解を持たないということですね。もう これ以上聞きません。

それでは、この問題は町の責任があると思うんですね。代替道路にしても、原状回復にして も。それをいつまでに解決しようとしているのか。通常、行政というものはいろんなことで実 施計画を持ってやっていると思うんです。ところが、一向に進まない。そういう計画があるのかないのか、いつまでに終わろうとしているのか、お伺いします。

- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

この問題につきまして、三浦議員からも議会でもご質問いただいているところですが、先ほど町長から答弁しましたように、なかなか解決に至っていないという状況でございます。解決の方向としまして、原状回復もしくは代替道路というような方向で検討しておるところでございますが、関係する皆さんのご理解をいただいた上で進めたいというところで、今いろいろ話合いをしているところでございます。町としても、なるべく早めに解決に向けたいというようなことで努力をしておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 町長は、昭和50年代から公衆用道路は工場が操業を始めてから一体として利用してきていると度々言っておられます。裏を返せば、工場用地所有者が公衆用道路を道路として利用できないようにしてきたものだというふうに思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

公衆用道路を一体として使われてきたという説明がこれまでもあったということでございますが、改めて経緯という形でお話しさせていただきますと、昭和51年に旧宮崎町で農村地域工業導入法促進による農村地域工業導入計画がこの地域で策定をされているというようなことが一つあります。その次に、工場用地の所有者の、現在の所有者の以前の所有者になりますが、最初に昭和53年から昭和55年頃に土地を求められているというようなことで、それから工場の操業が、はっきりとはしませんが昭和50年代後半には操業がされているというような経過がございます。この公衆用道路が旧宮崎町に譲与されたのは昭和57年3月ということでの経緯となっております。そうした状況の中で、昭和50年代後半からずっと操業されてきて今に至っているという状況の中で、この工場用地所有者と旧宮崎町あるいは近隣の所有者がどういう形でお話をされたのかは分かりませんが、現実問題としては一体として使用されてきたのではないかというふうに考えられるということで、こういった説明をさせていただいているということでございます。以上でございます。

○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。

- ○5番(三浦 進君) 大分長々と答弁があったようですが、私の質問は工場用地所有者が公衆 用道路を道路として利用できないようにしてきたのではないか、どう思いますかと聞いている んです。どうでしょうか。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

工場用地所有者が公衆用道路を使用させないようにしたのではないかというようなことでございますが、先ほども申しましたとおり今に至る経緯としてはっきりどういう形でどうされたかというようなことは明確ではございません。旧宮崎町が所有の中で工場用地所有者とどういった経緯があるかも分かりませんので、現実問題として現在の土地の形状としてはそういう形になっているという状況というふうに理解をしております。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) また横にそれている。公衆用道路が道路として利用できないようにしてきたのは、土砂を埋め立てたり擁壁を積んだりした工場用地所有者だと。利用できないようにしてきたと思いますがどうですかと。利用できるならできる、できないならできない、そちら答えることできませんか。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

現在の当該公衆用道路でございますが、結果としては先ほどお話ししましたように一体として使われているというような状況でございます。町が占用の許可を出したというようなこと、それが結果として誤りだったというようなことが分かって、現在に至っているという状況でございまして、その時点以前において関係する方々等からも特段ご意見等もございませんでしたので、昭和50年代後半からこれまでずっとそういった形で使われてきたと理解をするところでございます。公衆用道路という部分についての通行がどうかというようなことであれば、そういった公衆用道路としての利用はされてこなかったのではないかというふうにも思っております。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 公衆用道路を利用できないようにしたと一番最後に言われたような気が したんですが、そうであるとするならば、これは土砂を積んだり、あるいは擁壁を設置したこ とによって往来妨害をしているのではないか、あるいは道路交通法の禁止行為に違反している のではないかと。前回、町長は、それは断定できないとおっしゃった。そのことについて、ど

のように思いますか。

- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

結果として今こういった状態になっているわけですけれども、先ほどお話ししたような経緯の中で現在があるというふうに思っております。そこの経緯の部分については、年月がたつものですからなかなか分からない状況でございますので、そうした中でどのような解決がいいのかというようなことを現在進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 今のも質問に全然答えていません。もういいです。

町長は、孫沢地区内の道路はリヤカー通行程度のあぜ道と答弁されています。町から開示した情報、開拓財産譲与登記台帳によれば、公衆用道路の幅員は、152番で2.7メートル~5メートル、153番は2メートル~3.2メートル、154番は2.3メートルであり、あぜ道などとは全く違います。町長の答弁は違いますが、どのように思いますか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 私は、昭和51年3月に宮崎町がつくられた農村地域工業導入実施計画書に基づいて答弁をさせていただいています。ここの中には、あぜ道(リヤカー通行程度)というふうに記載されておりますので、これに基づいて答弁をさせていただいたところでございます。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 私、開拓財産の譲与台帳というのを調べさせてもらいましたが、これは 県のほうから送られたんだと思います。開拓財産譲与登記台帳ですね、これに明確に書いてあ るんですよ。だから、町長がおっしゃっているのは全然話が違うと。しっかり調べてもらいた いんですよ。これはもう言い訳でしかないと思いますね。町長が言っているのは間違っている ということを結論づけておきたいと思います。

さらに、別なことをお聞きしますが、私情報開示請求をしまして、取ったんですが、ほとんど黒塗りですね。全く黒塗りで分かりませんが、平成30年9月19日、東北管区行政評価局首席行政相談官から初めて総務課長宛てに文書が届きました。それは孫沢問題の関係人から相談があったことについて、加美町に関する相談内容を照会事項の回答を求めるものですが、黒塗りで全く識別できません。こうですね、2枚にわたって識別できません。このことをもし分かる

んであれば、どのような相談があったのかお聞きしたいと思います。そして、こんな黒塗りに する理由は全然ないと思いますけれども、それについてお答え願いたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

まず、町長があぜ道と言った件についてでございますが、先ほど町長が申し上げましたように旧宮崎町の農村地域工業導入実施計画書の記載の中で、3番として工業導入地区の設定に伴って道路等が分断される等の場合における調整措置またはその方針というようなところの中で、「当該地区には水路はなく、あぜ道(リヤカー通行程度)はあるが、このあぜ道は地区内を受益者としているので、分断及び廃止によって地区外に及ぼす影響はない」というようなことが掲載されていたということで、町長が申し上げたということでございます。

文書の開示請求の関係でございますが、開示請求の決定に対して、議会の場でそれぞれ個々の場合の対応を申し上げるのはどうかと思います。ただ、町が保有する文書の中で、町以外の機関と関連する部分については、その性質上、相手方に意見を聞いたり、そうした形で開示をさせていただいているというようなこと、あるいは公にすることによって率直な意見の交換等、意思決定等が損なわれるおそれがあるもの、そういったものについては一部非開示というようなこともあるというようなことで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 情報開示というのは、行政のいろんな業務の透明性を明らかにして、町 民に知らせることによって民主主義を守っていこうと。しかも、我々議会の議員はよく調べて、 その業務の内容をちゃんと知っておって質問しなきゃならないわけですが、ある方が行政評価 局に何かを聞きに行ったと。行政評価局の首席相談官という人が総務課長宛てに出した手紙が これなんです。そのちょっとした内容ぐらい、我々にとって必要な情報だと思うんです、行政 を監視するにおいて。しかし、それができないということは、全く何もできない。これはゆゆ しき問題だと思います。それについて、もう一度回答をいただけますか。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

先ほどの情報開示の関係でございますが、先ほども申し上げましたが基本的に情報を開示する際には条例等に基づいて手続を、他の機関等あるいは第三者等の記載がある場合については ご意見をいただきながら開示をしているというようなことがございますので、そうした中で非 開示の場合もありますというようなことで、そこの部分はそういった形になりますので、ご理 解をお願いをしたいと思います。

常任委員会等については、経過的なものの中でそういったことがありましたというようなお 話はさせていただいているというふうに理解をしております。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 調整内容に支障があるから開示できないということでありますけれども、 どういう相談があったかというのをこの1面に相談官が書いてきているわけですね。そして2 枚目に「疑問点についてお答えになれる範囲」、これは町の回答ですから、町がどういうふう に回答するか、それは町の考えで支障があると言えばあるんでしょうけれども、何で相談官に 質問した事項を我々が知ることができないか、それをもう一度お願いします。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) これはこの案件に限らず、今総務課長が答弁したように相手方の意向、これも当然踏まえます。さらに、こういったことによって自由な意見の交換ということができなくなるという支障を来す場合、これも困りますから、そういったことも加味しながら、どの案件に対しても同じように対応しているということでございますので、ご理解ください。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 何もかにも黒塗りにしていいというものではないというふうに私は思います。130枚情報開示しましたけれども、ほとんど読み取れません。こちらの発信と向こうの回答だけですね。それから、情報開示でもこの黒塗りがなかったのは、相談官のほうに何か文書を出したらしいんですが、その文書さえも出していないじゃないですか。まあこれはもうこれで終わります。

次に行きます。

町長は、前回の私の一般質問に、原状回復は、道路によって分断され、工場用地としては使えない土地となるというふうに答えています。狭い土地でも道路があったほうがよい場合もあります。さらに、公人たる町長が特定の私有地について、どうすれば使える土地、あるいは使えない土地などと評価するのは適当ではないというふうに思いますが、どうですか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 一般的に言って、工場用地の敷地内を誰もが自由に往来できるというこ

とになれば、もうこれは大変使い勝手の悪い土地になるだろうと。広大な土地ではございません。当然これは管理上の問題もあるでしょう。ですから、当然これは使い勝手の悪い土地になるということは、この土地に限らず一般的に言えることだと思っておりますので、そのように回答させていただきました。

併せて申し上げますが、先ほど三浦議員のほうから町民の通行の権利を守ることが大事だとお話しされました。私もそう思っております。この隣接地権者の交通の権利を守る方法は、先ほど申し上げましたように二通りございます。1つは原状回復、あるいは代替道路の整備。原状回復のみがその解決策、あるいは通行の権利を守るための解決策ではないということでございます。これも答弁させていただきましたように、お一人を除いては皆さん原状回復にはこだわらないと、代替道路でよろしいというふうなお話でありますので、私はまさに皆さん方の交通の権利を守るために代替道路が望ましいだろうというふうに思っておりますので、そういったご理解を皆さん方にいただいて進めることができれば、この問題は早期に解決できるんだろうというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 町も企業も代替道路でやろうというふうなことでありますけれども、隣接地権者が配付した文書を引用して、原状回復が困難か不可能な場合は代替道路での解決を検討するべきだと町長は言っています。困難は困難ですね、あれだけの土を埋めたわけですから。不可能な場合というのはどういう場合でしょうか。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 私が書いた文書ではございませんので、どういった意味で不可能と書いたのかは私には理解できません。
- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) あれだけの土砂を埋め立て、あるいは擁壁、6メートルもやったというのはその会社自身ですから、それを回復するというのは当たり前の話なんです。不可能な場合というのはどういうことかというと、火砕流が発生して、その土地が流れてしまってもうないと。あるいは地震や何かで陥没して、もう形状がないと。そういうのが不可能な場合であって、現在の機械力を発揮してやれば不可能な場合というのはないはずなんです。ですから、代替道路での解決ということよりかは私は原状回復だと思いますが、もう一度お伺いします。どうですか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 両方の方法があると思っています。先ほど申し上げたようにもともと旧宮崎町が農村地域工業導入計画という計画をつくり、ここに企業を導入したということの趣旨を踏まえれば、やはり今の土地も引き続き工業用地として有効に活用してもらうことが当時の趣旨に沿うもの、そして今の町民にとってもそのほうが大事なんだろうというふうに思っております。ですから、代替道路によって隣接地権者の交通の権利を守るということで、その両方の趣旨、権利というものが私は守られるんだろうというふうに思っておりますので、現実的に考えた場合、必ずしも原状回復にこだわることなく、代替道路の設置ということも前向きに検討してよろしいのではないだろうかというふうに考えております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 原状回復の場合は、元どおりにしろということで終わりなんです。ところが、代替道路の場合はどこに代替道路を持っていくか、測量をしなければならない。そして、いろいろ問題があるんですね。分割、土地面積の確定、測量、立会い、土地登記の表示変更登記、大きな負担が町に待っているわけです。今、人員もうんと削減をし、町の財政のスリム化を図ろうとしているときに、何でまた難しいほうに持っていくか、その理由をお聞きしたいと思います。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

町民が先ほど答弁しましたように、原状回復と代替道路と2つの選択肢があるというようなことで、今進めているところでございます。必ずしも原状回復にこだわらないというご意見の方もいらっしゃいますし、原状回復以外の方法では駄目だというようなご意見もいただいております。そうした中で、その解決に向けての話合いを、県とも協議をしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 工場用地地権者も代替道路を望んでいる。それはどういう理由からでしょうか。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

工場用地所有者についても代替道路を望んでいるというふうにお話を聞いております。先ほども町長からありましたけれども、現在工場用地所有者が所有している土地の間に分断するよ

うな形で公衆用道路が入っているという状況で、所有者から見ればそういった形よりも一体的 に使用できるほうが望ましいのではないかといった考え方ではないかというふうに思っており ます。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 加美町の公共物管理条例の第21条には、土地の掘削、盛土、その他の公 共物の現状を変更する場合は町長の許可を受けなければならないというふうに書いてあります。 これは許可の申込みはあったんでしょうか。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

最初にも申し上げましたが、現在の土地の形状についてはおそらく昭和50年代、工場が操業を始めた頃から、工場と一体として利用されてきたものと考えられます。その中で、旧宮崎町がどういう判断をされたかというのは分からないところではありますが、加美町になってからそういったことがなされたということではないというふうに理解をしているところでございます。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 私はそういう許可を受けるというようなことはしないでやったというふ うに思います。

そして、公衆用道路を土砂で埋め立て、擁壁の設置が不動産侵奪や境界損壊に当たるかどうかというのは、詳細に実態調査をしなければならないと。町長は一番最初に法の判断は難しいというふうに言いましたが、そのとおりです。しかし、実態調査はできると思います。最高裁の判例によれば、不動産の種類、公衆用道路、占有侵害の方法、土盛り、擁壁、貸与ですね、それから占有期間の長短、原状回復のない、それから占有排除及び占有設定の意思の強調、相手方に与えた損害の有無などを総合的に判断し、社会的通念に従って決定されるというのが侵奪罪ですね。

それから、実態調査に当たっては、土砂の埋立てが異常に高くて不自然なんです。さらに、 擁壁が崩れかけている。そういうことも詳細に実態調査をする必要があると思います。実態調 査も何もしないかどうか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

現状として侵奪あるいは境界の損壊をしているのではないかというようなことでございます

が、町長が申し上げましたとおり町としての判断は難しいというふうに思っております。そうした上で調査をしてはというようなことでございますが、町としては今お話ししたとおりこの問題を解決するための方策として、原状回復をすべきか、あるいは代替道路ですべきかというようなところで今話合いをしているところでございますので、現状においてそちらを優先して進めさせていただく、それが解決につながるものというふうに思っておりますので、調査については現時点では考えておらないということでございます。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 実態調査についてもう一度伺います。実態調査は、孫沢の公衆用道路問題を解決するために避けて通ることはできないと思います。仮に代替道路によって解決し、実態調査もせず、平穏無事に終わった場合は、悪い慣例となり、同様の事例が発生した場合、今後の行政運営に支障を来すことになると思います。さらに、利害関係者の告訴などによって司法判断が求められる場合は、町行政に不安定な状況が続くことになります。公訴時効というのは、侵奪については7年、それから損壊については5年あります。直ったとしても、そういうのが続くということで、何としても実態調査をしなければならない。さっきしないということでしたが、もう一度実態調査は絶対にしないかどうかをお伺いします。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 実態調査をする、しないは別としまして、行政がどういう観点からこういった問題を判断するかということです。行政というのは綿々と続いておりますから。ですから、宮崎町時代から今言ったようにあそこに企業を誘致して、地域を活性化していこうと、雇用を生み出していこうと、そういう思いで農工団地として企業を誘致したわけでございます。この思い、必要性というのは今も変わっていないはずです。ですから、やはりあの場所が今後とも工場用地として企業が有効に活用し、雇用を生み出し、あるいは経済の活性化につなげていくということが大事だと思っています。一方で、議員がおっしゃるとおり町民の交通の権利というのはこれはちゃんと守っていかなければならないと。私はこれは相反するものではないと思っております。ですから、両方を可能にするためにはどうしたらいいか、これが行政の判断でございます。

そういったことで、様々な地権者の方々、隣接地権者の方々の意見を聞きながら、今進めているところでございます。工場用地の地権者、それから隣接地権者の多くが原状回復にこだわらないと、代替道路でよろしいというふうな意見があるのも事実でございます。ですから、そういった意見も踏まえながら、2つの目的、権利、こういったものをしっかりと行政として守

ることができるように、判断をしていきたいというふうに思っております。

現在、県のほうにも相談をし、県の指導も仰ぎながら進めているところでございます。私としても、議員と同じように、できるだけ早くこの問題を解決したいとは思っておりますが、なかなか現実として、職員も一生懸命にやっております。かなり時間をかけております。一生懸命やっておりますがまだ解決には至っておりませんが、できるだけ早くこれは解決をしていきたいと。両方が立つような解決策が望ましいだろうというふうに私は思っております。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 行政のその時々の判断だというふうに聞こえるんですけれども、現在は 現在で非常に困っている人がいる、それを直していく、そしてそういった不法行為を正してい くというのは行政の任務だと思うんですね。そういうこともしないと。実態調査といっても、 始まる前には、どういうことなんだという聞き方もあるだろうし、現物調査もあるだろうし、 何もしないで、いいよということにはならないと思いますが、もう一度、絶対にしないかどう かお聞きします。
- ○議長(工藤清悦君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

調査についてでございますが、町としては先ほども申し上げましたように解決に向けては原 状回復あるいは代替道路というようなところでお話合いを進めているところでございますので、 その解決に向けたことについて優先としていきたいというようなことでございます。その上で、 現時点においては調査については考えていないというところでございます。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) 調査も何もしないということでありますが、私が何回も質問しても全然問題になりません。議会が一体となってやらなければならないのかなというふうに今初めて思ったところでございます。もう4年もたっているのに、一歩も進んでいない。本当に進んでいない。何もやっていない。いろんな活性化事業はやっていると思いますよ、モンベルでも何でも。しかし、これは権利に関する問題、あるいは財産に関する問題、そういうことをしっかりやらなきゃならないということで、今までずっと質問してきたわけです。そして、今後は早く原状に戻す、早急な通行の権利を回復すること、それを要望したいと思います。そして、公衆用道路の実態調査を速やかに行うことを強く要望して終わりますが、最後に何かありましたら。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。

- ○町長(猪股洋文君) 現実的な解決策、先ほど申し上げましたように、皆さんにとってよい解 決策というものを町としては目指しております。原状回復のみがその唯一の解決策ではないと 考えております。今後、関係者の方々と意見を交わしながら、県の指導も受けながら、私とし てもできるだけ早くこの違法状態を解消していきたい、そしてこの問題を解決していきたいと いうふうに思っております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 以上をもちまして5番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。 昼食のため休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(工藤清悦君) 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告3番、12番伊藤 淳君の一般質問を許可いたします。ご登壇ください。

[12番 伊藤 淳君 登壇]

○12番(伊藤 淳君) 本日、午後からということで、この町に在籍する伊藤姓が3人おりまして、その3人の連チャンが今から始まるトップバッターとして質問をさせていただきたいと思います。

9月の定例会においても、有害鳥獣の対策についての質問がなされ、答弁をいただいております。同僚議員からも9月に質問がされておりますが、その後も一向に減らない、それどころか毎日のように被害報道が増えています。11月26日には、北海道の話ではありますが、積丹町で300キログラムの雄のヒグマが捕獲され、駆除されたと。さらに今月の5日、4日前の話なんですが、JR仙山線でイノシシと4両編成の列車が衝突して、上下線の2本が運休をし、1時間5分の遅れを発生させ、480人の足に影響を及ぼしたという事故が発生、野生動物の被害が報告されています。

我が町においても、11月の下旬、つい1週間前ですが、青風園の辺りから広原小学校の辺りまで熊が闊歩していたという目撃情報があったはずです。あまりにも頻繁に出ているので、ニュースにもならないというのもありますし、かつ宮崎地区ではごみ置場で熊が餌をあさっていたというような情報も伝わっています。

今回はその続きということではありませんけれども、主に捕獲の方法や手続、その他の処理 と行政として応ずべき対応の有害鳥獣、それこそ今回は獣害ということの視点から、獣害対策 についてお尋ねをいたしたいと思います。

獣害対策について。

猿、イノシシ、熊、鹿、タヌキ、ハクビシン、その他の野生動物による被害の現状はどうなのか。

2番目としまして、それぞれの駆除、防除、捕獲等の対策はどのようになされているのか。 3番目に、駆除もしくは捕獲後の個体の処理の状況及び処理施設の建設と整備計画の今後に ついてどうなのか。

4番目は、町、単独自治体での対応には限界がある。というのは、モグラたたきと同じように、そこで駆除しても個体は移動しますから、また別なところで発生するというような、いたちごっこの繰り返しがなされているという、そういう現状から、地域の連携と実情と、今後に期待する機能はどのようにあるべきかということをお聞きをいたしたいと思います。ご答弁お願いします。

○議長(工藤清悦君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) それでは、伊藤ファミリーのトップバッターにご答弁させていただきます。

私も今年、薬莢放牧場の近くで熊を目撃しまして、非常に熊があちらこちらで出没している んだなということを私自身も実感をしたところでございます。多くの方々が実際被害に遭われ、 またご心配もされているというふうに思っております。その上で、議員からのご質問3点につ いて、一つ一つお答えをさせていただきたいと思います。

1番目の有害鳥獣による被害の状況についてでございますが、令和元年度の実績でイノシシやニホンザル、ツキノワグマなどの野生動物による農作物被害面積は全体で63へクタール、そのうち水稲が30へクタールの被害を受けております。被害額は、加美町全体で872万5,000円と算出しております。特に多いのがイノシシによる被害でありまして、約500万円の被害額が出ております。ニホンザルの被害も少なくないわけでありますけれども、こちらは240万円ほどの額というふうに算出をしております。ですから、イノシシとニホンザルで全体の被害額の85%を占めるという状況にあります。

今年度におきましても、11月末までに有害鳥獣による農作物被害の報告を数多く受けております。特に今年はツキノワグマによる被害が目立ちまして、農畜産物の被害のほかに民家に侵入し食害を受けた被害や、車と接触する事故などの報告もございます。また、出没情報であり

ますが、今年度は40件を超えております。そのうち、鳴瀬地区での目撃情報も数件ございました。野生動物も、中山間地域を中心に生息していたものが、急速に拡大して、人の生活域での出没、そして被害の発生が起きているというふうに思います。よって、加美町全域に影響を及ぼしている深刻な状況にあるというふうに理解をしております。

こういった状況の中での対策についてでございます。

加美町鳥獣被害防止計画で、被害防止に関する基本的な方針を示しております。それぞれの 対象鳥獣の駆除、防除及び捕獲等に関して、計画に基づきながら実施しているというところで ございます。

駆除・捕獲については、加美町鳥獣被害対策実施隊による銃器及び箱わな等での捕獲を実施 しております。駆除等につきましては、地域・農家個々に電気柵等の侵入防止柵を設置し、侵 入防止と農作物被害の軽減に努めております。また、被害防止を効果的に行うために、研修会 や講習会などを開催し、農地や人家周辺について誘引要因の除去、里山の適正管理の啓蒙、被 害防止対策の認識を深めながら、地域全体、農家個々が協力して、被害対策を実施する体制づ くりに努めております。

3つ目の質問であります駆除・捕獲後の個体の処理状況及び処理施設の建設と整備について というご質問でございます。

現在、捕獲した有害鳥獣は、実施隊員が捕獲した場所で止め刺しをして、自宅等に持ち込み、 解体処理を行っております。解体したものは、指定された保管用冷蔵庫に搬入し、職員が定期 的に大崎地域広域行政事務組合のクリーンセンターに持ち込み、焼却処理を行っております。

昨今の有害鳥獣捕獲頭数も年々増加を続けている状況でありまして、令和元年度の捕獲実績でイノシシが235頭、これは前年度比で28頭増となっております。ニホンザルが59頭、前年度比で7頭増となっております。

猟友会より、「このまま増え続けていくと、捕獲及び解体に係る労力の負担が大きくなり、 狩猟者の減少につながりかねない」ということで、狩猟者の労力を少しでも解消できるように、 解体処理施設の建設要望を受けております。町としましても、鳥獣被害対策は深刻な状況であ ると受け止めておりますので、処理に係る時間や労力を軽減し、捕獲に時間を注げる環境を構 築させるため、現在、解体処理施設の建設事業を進めているところです。

4つ目の質問、近隣自治体との連携、その実情と、今後期待する機能の在り方についてのご 質問でありましたが、このことに関しましては宮城県鳥獣被害防止計画を基本に、各自治体ご とで鳥獣被害防止計画を立てて、地域の実情に応じた鳥獣被害対策を講じている状況でありま す。

隣の色麻町さんでは、鳥獣被害対策アドバイザーとして東北野生動物保護管理センター職員 と契約を結び、アドバイザーの指導を受けながら、町全域に防護柵を設置し、産地と生活エリ アのすみ分けをすることで獣害を寄せつけないという対策を取っております。

大崎市では、ICT、情報通信技術やIoT、遠隔操作技術を取り入れた捕獲活動を実施しており、地域の実情に応じた対策が取られているようであります。

鳥獣被害対策の基本は、捕獲、環境整備、侵入防止の3つのことを組み合わせていくことが 基本でございます。そのため、地域全体で取り組んでいくことが重要と考えておりますので、 加美町の対策としましては2つ目の質問で述べた対策方法を継続しながら、住民に対しても定 期的に鳥獣被害対策に係る研修会や勉強会を開き、捕獲、環境整備、侵入防止の3つの基本の 対策をバランスよく取り組み、鳥獣害に強い地域づくりを目指したいと考えております。

また、近隣との連携というふうなご質問でありました。まさにそういったことも大事でありますので、それぞれ情報を共有しながら、取り組んでいければというふうに思っております。

以上、ご質問の4点に対してお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番(伊藤 淳君) ありがとうございます。

私が鳥獣被害について初めて質問をさせていただいたのは、加美町の西部地区、当時漆沢とか切込、湯ノ倉、旭、北川内地区に出没する野生の猿がもたらす被害が非常に大きくなっているよ、増えているよという、増大しつつあった平成21年の6月の定例会の質問でありました。今から11年前のことになりますけれども、時が移って、令和になった今、その被害をもたらす野生動物も当時の猿だけに限らず、イノシシ、熊、鹿、さらにはタヌキやハクビシン、アライグマ、その他等々も加わって、その被害の形も加わり、被害が大きくなっているという状況だと思います。

ここで、前述しました野生動物、イノシシや熊などの農作物に被害が叫ばれている動物を挙 げたんですが、これらの動物以外に被害の届出等が出されている例はありますか。その点につ いてお聞きします。

- ○議長(工藤清悦君) 農林課長。
- ○農林課長(浅野善彦君) 今議員さんがおっしゃいました動物のほかにということになります と、私どもに報告を受けている分についてはまだありません。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。

○12番(伊藤 淳君) ということで、私がお話しした動物でほぼ網羅されていると、その被害 の範囲で落ち着いているという理解でよろしいわけですね。

今、農作物被害について非常に大きなという、そういう視点でお話しされている向きがあるんですが、今町場というか市街地にもハクビシンやアライグマなどの小動物が民家の屋根裏や天井、さらに床下に巣を作って、ふん害をもたらしたり、空き家、今空き家が非常に多くなっております、そういう状況の中で空き家を荒らしたりという被害もちらほら見えている状況にあります。この場合の対策というか、熊、イノシシはどこで、アライグマやハクビシンはどこで対応するという状況になりますか。

- ○議長(工藤清悦君) 農林課長。
- ○農林課長(浅野善彦君) 農林課長です。

大変申し訳ございません。ハクビシン、タヌキという部分についての小動物でございますけれども、これについても被害の報告というか、こういうふうな被害があったという部分については、私ちょっと受けておりましたので、大変申し訳ございませんでした。大きい動物だけということで、ちょっと解釈が間違っていましたので、すみませんでした。

それで、ハクビシンとかタヌキにつきましては、やはり各農家のハウスとか、あと作物等を 食い荒らすというような感じで被害が出ているということなので、町の農林課のほうで貸出し 用の箱わなを用意しておりまして、そちらを住民の方にお貸ししているというような状況にな っております。

また、ハクビシンとかタヌキにつきましては、町のほうに届出をしていただかないといけないというものでありまして、申請しないで捕ってしまうと違法に当たるということになりますので、箱わなを所有している方がおりましたら、町のほうに捕獲をしますという申請を出していただいてからやっていただくというような方法になっておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番(伊藤 淳君) ということで、まさに今から聞こうと思ったことを課長にお答えいただいたんですが、動物によって、今の町の担当だと大きな熊だの猿だのということは農業被害ということで農林課が対応すると思いますけれども、今言った例えばハクビシンの家屋被害、そういうのは農林課の対応ということでよろしいんですか。
- ○議長(工藤清悦君) 農林課長。

- ○農林課長(浅野善彦君) 農林課のほうで一応管轄させていただいております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番 (伊藤 淳君) 窓口は今農林課一本と。おそらくこちらで考えるにはやっぱり家屋被害等々となれば町民課なのかなというふうに思ったんですが、それは私の勝手な思いで、逆にそういったふうに課を縦断しないで、窓口を1本で対応しているということであれば非常にいいんです。逆にあっちこっちだと大変だと。町民がどこに行ったらいいか分からないというので困るということで、そうではなくて窓口で対応ということならばということを言いたかったんですが、その際、今その被害がだんだん大きくなっているということで、この間もお話を聞きましたらほぼ毎日のように何の被害、かにの被害と連絡はあるという実情だということなんですが、前にも課の設置条例等々でも町長とお話しした際に、本当に課が単独で1つ必要なんじゃないでしょうかと。人員の削減等々の大変な中であれですけれども、今ある被害とのバランスというか、その受皿として、まだまだ単独した課を設置する状況には至っていないということかどうか、そこら辺、どうでしょう。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 今時点で単独の課を設置するという計画はございません。ただ、人員等の充実、こういったことは必要なんだろうというふうに認識をしております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番 (伊藤 淳君) 今すぐすぐでなくてもいいんですが、先ほど申し上げたとおりに、倍、 倍じゃないですけれども、イノシシは1年に5頭ぐらい出産するらしいんですね。それが雌の 場合ということで、その5が5が5がということでずっと増えていって、もう何十万頭という ような、それが非常に生活を侵食するぐらいに大きくなって、大変な状況になっているという ことが、宮城県だけにかかわらず日本全国にいろいろ起きているようで、兵庫県においては森 林動物専門員という単独の専門員を配属して、その対応に当たると。意外と兵庫というと神戸 だの何だの都市部だと思うんですけれども、山林が多いせいか、そういう対応がなされている という現状なので、今すぐ必要なくても将来はそれがというお話を今聞きましたので、それを 腹の中に据えて、今後の政策等々に反映させていただければありがたいんですが、どうでしょ う。やる、やらないではないんですけれども。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 組織改編については、全体的な視点で、決まった職員数ですし、今後も減ることがあっても増えることはございませんので、そこの中でその時々に応じた適切な組織、

課題を解決するための組織づくりということを考えていかなければならないと思っておりますので、鳥獣被害も年々増えておりますので、すぐに課を設置するということではなく、体制を充実させるといいますか、対応職員を増やすなり、そういった形で対応はしっかりとしていきたいなというふうに思っております。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番(伊藤 淳君) 対応していただくということでお約束をいただきましたので、その辺を 今後の政策に反映をいただければ幸いかと思います。

ちなみに、課長が先ほどの質問の中で言っていただいたんですが、イタチだのハクビシンとかアライグマ、あれは箱わなというか、わなをお貸ししますのでそれでやってくださいということなんですけれども、鳥獣保護管理法があって、やたらめったら被害を及ぼすのでそれを捕って食ったり殺処分したりということを、意外とお分かりいただいていないというか、例えばカラスやハトとかの鳥でも、殺虫剤なんかが入った餌をまいておいたというだけで、まずそれが分かれば1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられるというような法律があって、なおかつわなにおいても免許がないと、勝手に捕って、それこそ殺処分したら駄目だというようなことが意外と知られていないのかなと。私もあまり知らなかったんです。前にイタチがよく出て、養鶏をしている人が鶏を食われるので、トラばさみを置いてイタチを捕ったとかって、ばちんと。それを焼いて投げだのやみたいなのを平気で、それが日常的にあったので、そういうこともいいのかなと、じゃあイタチでも何でもそれをやればいいのかなというふうに思ったんですが、駄目だと。

その際に、駆除した場合、例えば今専門業者、大崎市にもそういう業者があるようなんですが、イタチ1頭を捕獲して処分すると4万円だそうです。ハクビシンだと8万円、さらにアライグマだと15万5,120円、税抜きだそうですが、そういったふうに経費がかかるんですね。それに対して、町で一定の基準を設けた補助政策というんですか、それなんかは今考えられているというか、将来そういう見通しはどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きをしたいと思うんですが。

- ○議長(工藤清悦君) 農林課長。
- ○農林課長(浅野善彦君) 農林課長です。

今、処分の経費ということで、私も聞いてびっくりしているところなんですが、町のほうでは捕獲者が処分するというような申請に対して許可をしているという状況です。

それで、今後その補助ということに関しましては、持ち帰りまして検討させていただくとい

うような方向でやっていきたいなというふうに思いますので、どうなるかちょっと分かりませんけれども、一応そのような内容でお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番 (伊藤 淳君) そうやって対応していただけば、町民の方々とか、被害に遭っている方も心強いのかなと思いますけれども、これは本当に素人目で考えると、発見して、駆除して捕獲というか、さっきも申し上げましたが合法的な手続を知っている人が非常に少ないと思うんです。今、この議会をインターネットで見ている方もいらっしゃると思うので、その手続の仕方というんですか、見つけました、さあ何をどうしてどうするかと。さらに、個人対応では今現在限度があるので、どうしても実施隊の方に、今熊見つけたんだけれどもとか、イノシシいたよと言いますよね。言ってもすぐには、鳥獣保護管理法等の、銃剣刀法とか、わなの法律だのいろんなのがあって、見つけました、はいすぐ駆除というわけにはいかないと思うんですね。そこら辺の手順、手続というか、そういうのもちょっと1分ぐらいで説明していただくと、インターネットを見ている人もこうなんだよということで分かると思うんですが、お願いできませんか。
- ○議長(工藤清悦君) 農林課長。
- ○農林課長(浅野善彦君) 農林課長です。

熊とかイノシシとか大きい鳥獣に関しては、やっぱりわなの許可を持っている、要するに狩猟免許を持っている方でないと扱いができませんので、仮に熊が歩いていました、目撃しましたということになれば、まずもって町、警察のほうに連絡をいただきまして、確認させていただきます。あと、その鳥獣が要するに被害を与えたというような状況になれば、それも調査させていただいて、これは駆除に値するというような状況になった段階で、猟友会のほうにお頼みしまして、わなを設置したりということになります。

あと、小動物ですね、タヌキとかハクビシンにつきましては、まずもって狩猟免許とかという部分については要らないみたいでございます。届出をしていただいて、許可を得た段階で捕獲をしていただくということになります。これは箱わなでやるということになりますけれども、私どももハウスなんかでよく作物をやられますので、役場のほうに届出を出しまして箱わなをお借りして捕ると。捕ったものについては、捕獲者が責任を持って処分をするというような内容になっております。

あと、一部小動物の箱わなを所有している方もいるかと思いますが、そういう方につきまし

ては捕獲しますよという届出を農林課のほうに出していただければ捕獲ができるというふうな 内容になっておりますので、その点はちょっとご注意いただきまして、お願いしたいなという ふうに思っております。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番(伊藤 淳君) 今課長、こっち見ないでカメラ目線で言ってもらえるとありがたかったですね。まあいいです。

先日、国会で菅総理大臣が答弁の際に「全集中をもって」という回答をされた経緯があって、その笑いが非常に「あははは」ということで、何のことだか分かってないというか、国会議員の皆さんの半分も分かっていないというような状況があった、社会現象まで起きている「鬼滅の刃」というのがありますね。あの中に嘴平伊之助という、けだものの呼吸をする、あれイノシシなんですね。イノシシというのは、やっぱり頭がいいというか学習能力があるらしくて、さすがに嘴平伊之助も感覚が非常に優れておって、けだものの呼吸をして、なおかつその呼吸法が空気のかすかな和らぎまで感知して、直接触れていないものまで分かるというような設定なんです。まさにイノシシがそうなんですよね、今ね。イノシシは、さっきも申し上げましたけれども学習能力があって、一回物事をやるとということで、それこそいたちごっこをしながら住民の皆さんとの戦いを繰り返しているというのが現状だと思います。

そのイノシシ等々も、今後捕獲されて、そこに存在したという場合、その処理施設がないままで、先ほどの説明もそうなんですが、捕獲者の裁量によって処分をされていて、なおかつ広域で焼却されているという現状があるということなんですが、平成30年に我が町でも前期計画で処理施設を建設するというような前向きな計画があったのでありますけれども、近隣住民の皆さんから同意を得ることができなくて、それを今計画をしながら、いい形でもって建設をするというのが根底にあると思うんですけれども、これはどこに建設されるにしてもやっぱり迷惑施設という対応がなされると思うんですね。どこでも疎まれると。本当に必要な施設なんですけれども。その際に、どうしても必要だということで今進めていると思うので、その地域に対して、迷惑料と言ったらあれですけれども、いわゆる地域振興策というんですか、そういう厚遇することも考えつつ、地域住民の皆さんには施設の先進地にご案内をして、よく状況を見ていただいて、現状を把握していただくと。そして、さらに安全性を確かめていただいてそれを建設するというような運びでぜひお願いをしたいと思うのでありますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

- ○議長(工藤清悦君) 農林課長。
- ○農林課長(浅野善彦君) 農林課長です。

鳥獣の解体処理施設ということで、平成30年頃に話が出て、1か所ちょっと話をさせていただいた経緯はございます。やっぱりその土地の近隣の方々の同意が得られなかったということで、延び延びになっていたんですが、今年度から宮崎のほうの浄化センターの敷地を利用しまして、そちらのほうで建設をしたいなというふうに考えております。それで、近隣住民、鶯沢なんですが、そちらのほうには1回説明会等をさせていただきまして、一応同意は得ております。しかしながら、鶯沢だけでなく、近隣の行政区のほうにもお話をしてくれという要望が出されましたので、それを今回する予定にしております。こちらとしても、住民の方に親切丁寧に説明をしながら、同意を得て、皆さんにお諮りしたいなというふうには考えておりますので、もう少し今年度説明会を充実させて、やっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番(伊藤 淳君) 現在の社会情勢からして、必ず必要な施設だというふうに理解をします ので、そこら辺のところは二度と同じ轍を踏んで頓挫しないように、住民の皆さんの十二分な ご理解を得ながらものを進めるようにお願いをしたいというふうに思います。

野生動物の増加の背景等々は皆さんも既にご存じのとおりであると思いますから、あえて申しませんけれども、一つ日常の行動の中でみんなが気をつけられることというのは餌、要するに農作物でもお金にならない作物を廃棄してしまうことで、それを食った動物がそのおいしさを覚えてしまって、ミミズを食うよりも白菜のほうがいい、何がいいということで、それが住民の農作物を荒らす元凶にもなっているというようなこともあるようです。そこら辺の指導等も、既にやられていると思いますけれども、十二分にやられればいいのかなと。

今年の熊はやたら多いんですけれども、ちょっとそれを分析というか、その状況を見ましたらば、2年前に非常に山に木の実がたくさんなって、野生動物にとっては栄養の状態が非常によかったらしいんですね。それで、結局栄養状態がいいということで、子どもがたくさん生まれて、それで2年たったら、熊は生まれてから2年で親離れをするらしいので、その増えた親離れをした熊が、かつ今年は天候が不順で、山には餌がないというようなことで、あっちこっちに非常に出没をしている現況があるということだそうであります。こうした生態系なりなんなりを分析して把握することによって、ただいたから殺すとか、いたから駆除するというだけじゃなくて、科学的な方法で管理をしていくと。単なる捕獲作業ではなく、根本的な問題の解

決にはならないと思うので、この点について対策というか、今後の方針というか、どのように するものか、お考え等はございませんかね。

- ○議長(工藤清悦君) 農林課長。
- ○農林課長(浅野善彦君) 農林課長です。

鳥獣の中でニホンザルがございます。かなり迷惑というか、かなり被害のあるものでございますが、このニホンザルにつきましては今年度GPSを県のほうでつけまして、加美町にある群れを調査しております。それで行動がどのようになっているかというようなことで調査しておりますので、結果がそろそろ出てくる頃だということで、こちらでは考えております。それを見ながら、猿の動き方とかそういうものを検討しながら、追い払いをしたり、駆除をしたりというような部分で考えさせていただきたいなというふうには考えております。

また、加美町においては予防というんですか、捕獲、環境整備、あと侵入防止ということで、 町長もさっき答弁でお話しした中で言われていた内容のことを実践しております。先月下旬か らですか、各行政区のほうに担当職員が入りまして、柵とか電気柵とかの設置については県の 補助事業がありますので、それらの説明会等をやっております。それで予防の部分の事業を展 開していきたいなというふうにも思っております。

あと、加美町は捕獲ということもしておりますので、要するに個体数があまりにも多過ぎる と、どうしても増えるばかりなものですから、駆除のほうにも力を入れさせていただいて、個 体数を調節させていただいているということになっております。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番 (伊藤 淳君) 個体数の調整ということが現況にあると思うんですが、それだけでは違うんだよということで、鳥獣被害への今までの各自治体の全ての対応がほぼ狩猟、有害鳥獣の捕獲ということで、個体数の管理のみに終始してきて、それが農作物被害を減らす上での十分な成果には全くつながっていないということが分かってきておりますね。問題を起こしている動物だけではなくて、ほかの野生動物とのつながりも含めて自然環境を捉えて、生息地を適切に保全するとか、そういった生態系全体のバランスを保つことによって、その地域を保持していくというような、そういった観点というような指摘もあるようであります。今のお話の中であったようでありますけれども。

ちなみに、さっき町長の答弁にもあったんですけれども、色麻町では山間部側に延長50キロメートルの柵を今設置していますね。ここからかっぱの湯に行く途中なんか、田んぼに全部ワ

イヤーメッシュがわーっとかかって、全部をガードしているというか、そういうのなんですね。 50キロメートルの総延長でそれをやっているらしいです。というのは、個人がそれぞれ設置しても、やっぱりほかの地区に被害が移ってしまうという考えから、地域が一体となって取り組んでいる現状が色麻町にはあるということです。

さらに、大崎市では、さっきも申し上げましたけれども、センサーやカメラがついた捕獲わなをスマートフォンで管理をして遠隔操作、それこそ我が委員会でもドローンですか、あれを使ってどうのという話もしていたんですけれども、とにかくいたちごっこからの回避の意味からも、もう一回申し上げます、個人や単独の自治体だけでは限界があるので、近隣の市町村との協議会なりなんなり、もしあるとすればさらに連絡を取り合って、密にして、国、県等の補助、支援を得ながら取り組むビジョンリーダーにおなりになるというようなことはないですか、町長。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 先ほども答弁しましたように、やはり隣接自治体との連携ということは 非常に重要だと思っておりますので、情報を互いに共有しながら、一緒にやれるところはやっ ていくと、まねすべきところはまねをしていくと、お互いにそういった連携が必要だろうとい うことの認識を持っておりますので、そういった方向で検討してまいりたいと思います。以上 です。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤 淳君。
- ○12番(伊藤 淳君) ぜひ鳥獣対策においては、加美町の猪股町長に聞いたら何でも分かっど というような形で、近隣の首長と連携を取って、ビジョンリーダーになっていただきたいと思 います。

一つ、この3原則というか、野生動物に対する住民の対応というか、それはまず農地に引きつけない、何というんですかね、予防というんですか、さらに農作物が被害を受けないように防御して、なおかつ実施隊の皆さん等々にお願いをして駆除をすると。個人の箱わなでも何でもいいですけれども、そういったことでその3つを連携させてやらないと根本的には変わらないというようなことが言われているようであります。

最後になるんですけれども、捕ったものを処理する施設も今後造ります。さらに、一つの考え方なんですけれども、捕った鳥獣を、一つの課題というか提案なんですけれども、加美町には複数のレストランがあります。そのレストラン、公社が抱えている、要するにお客さんを呼ぶというような考え方等々で、獣害対策をジビエというのも当然あると思います。そこら辺で、

特色のあるレストラン経営ですね、この町にはそれをすぐやれるような全てがそろっています。 そういうことで、今後の地域おこし、獣害対策をまちおこしにつなげるというような発想は町 長にはございませんか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) ジビエについては、以前から念頭にはございます。ただ、残念ながらまだ放射能汚染の関係で規制が外れておりません。ですから、あくまでも捕ったものは自家使用には供しているようでありますけれども、なかなかそれをジビエとしてレストラン等で提供するというふうな状況にはございません。そういったことは念頭にはございますので、引き続きそういう可能性は追求していきたいというふうに思っております。以上です。(「終わります」の声あり)
- ○議長(工藤清悦君) 以上をもちまして12番伊藤 淳君の一般質問は終了いたしました。 暫時休憩いたします。 1 時55分まで休憩といたします。

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

○議長(工藤清悦君) 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告4番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇ください。

[8番 伊藤由子君 登壇]

○8番(伊藤由子君) 通告に従いまして、1点質問いたします。

企業による風力発電事業に対する町の対応について。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーに期待する声が大きくなり、それを反映するかのように個人や企業による発電事業が増加しています。例えば東北の例を挙げますと、秋田県では洋上風力発電が導入され、その総基数は66か所で311基、総出力は644万キロワットに達しています。さらに、新たに760基の設置が計画されているとの情報が、2020年5月現在ですが、あります。

しかし、世界的にも原発に依存しない再生可能エネルギーの需要が高まりつつある状況を歓迎する一方で、幾つかの問題も指摘されています。

今回、加美町においても5社が風力発電事業を展開する計画が進行しています。環境破壊、 健康被害が発生しないよう、いかに歯止めをかけていくかについてお伺いします。 1、町の一部エリアに計画では134基~169基もの大型風力発電機の設置が可能と判断される 条件とはどのような内容なのか、伺います。

2点目。100基以上の風力発電機が限られたエリアに設置されることによる影響は、前例が あまりないと言われております。互いに共鳴し合うことで、予想を超えた現象が起こる可能性 はないのか、お伺いします。

3点目。ウインドファーム八森山の場合、環境配慮書のやり取りで最も重要視したことはど んなことなのか。

4点目。町の指摘によって、改善されたり課題が解消されたりしたことはあるのかどうか。 それはどんな内容か。

5点目。課題としていまだ残っていることはあるのかどうか。

6点目。方法書の段階でも市町村の意見が採用されるチャンスがあると考えます。住民説明 会を開催する予定はあるかどうか、お伺いいたします。

○議長(工藤清悦君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) それでは、伊藤由子議員のご質問、企業による風力発電事業に対して6 点ご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、現在町内では4つの民間事業者によりまして5つの風力発電事業が計画されております。発電機の計画基数は、ご指摘のとおり134基~169基となっております。

風力発電事業は、環境影響評価法の手続に従って進められていきますけれども、手続は大きく分けて5段階に分かれております。大規模な風力発電事業では、この5段階を踏んで、実際の事業がスタートするには3年か4年はかかるというふうに言われております。

町の関わりとしましては、各段階において宮城県知事に意見を述べることになります。

漆沢地区におけるJRE宮城加美町ウインドファームは、環境影響調査の結果を踏まえ、今年の8月から道路への送電線の埋設工事に着工しているところであります。

その他の4つの事業につきましては、事業内容を検討している段階であり、事業の実施が決まっているものではありません。

また、風力発電機の基数につきましても、当初は最大の基数で計画し、環境影響評価の中で 絞り込んでいくということになります。JRE宮城加美町ウインドファームにおきましては、 当初の計画では18基でありました。しかし、環境影響評価等を踏まえまして、10基へと減らし、 今工事に着工しているところでございます。 風力発電機の設置が可能であるかにつきましては、事業者が環境影響評価や関係機関との許認可手続、事業の採算性などを踏まえて判断することになります。環境影響評価では、騒音、生態系、景観などの項目を調査し、重大な影響が生じる可能性がある場合は、基数の削減や事業計画の見直しなどによりまして影響を回避するという措置が講じられることとなっております。

次に、共鳴が起こる可能性についてでありますが、環境影響評価における騒音などの調査では、その事業の風力発電機から発生する騒音だけではなく、川の流れる音や道路交通の音など、そこで聞こえる風力発電機以外の騒音も考慮した上で調査を行うことになっております。そのことから、周囲の他の風力発電事業の影響が想定される場合は、累積的な影響について調査することになります。重大な影響が生じる可能性がある場合は、基数の削減や事業計画の見直しなど、影響を回避する措置が講じられることとなっております。

3点目のウインドファーム八森山の配慮書のやり取りにつきましてでありますが、町からは 地元住民へ説明し理解を得ること、各関係機関と協議をすること、県知事意見や各分野の専門 家で構成される県の技術審査会の意見を踏まえて検討することを指導しております。これは他 の事業についても同様であります。

また、町は配慮書に対する意見を宮城県知事に提出し、宮城県知事は市町村の意見や技術審査会の答申を踏まえ、事業者や経済産業省へ意見を提出しております。

町の意見の中では、全国的に増えている自然災害を誘発するようなことがないよう、関係機関と協議を行い、環境分野だけでなく防災分野の専門家等の意見を踏まえ、事業実施による災害への影響を適切に調査し、災害を誘発する可能性がある場合は除外することなど、住民への影響が懸念される項目については強く意見を述べております。

また、事業実施想定区域に小野田天ケ岡放牧場が含まれておりましたが、本町の放牧場における重要な採草地となっているため、除外するよう意見をしております。

4点目であります。

町の指摘によって改善や課題が解消されたものがあるかというふうなご質問でありますが、 JRE宮城加美町ウインドファームにおいては地滑り地形による災害発生の懸念について意見 を述べ、地滑り地形の区域が除外された事例があります。これは町の意見だけではなく、県知 事意見や環境影響評価などを踏まえて事業者が総合的に判断したものであるため、町の意見だ けによるものではありませんが、地滑り地形に限らず自然度の高い植生や鳥類の重要な種であ るクマタカの利用が高い地域なども除外しており、事業者としても影響が懸念される区域で事 業を行うことはないものと思われます。

そのほか、景観についてもフォトモンタージュだけでなく動画モンタージュで示すことや、 調査地点を増やすなど、町の意見に対応していただいております。

また、株式会社グリーンパワーインベストメントが計画している、仮称でありますが宮城山 形北部風力発電事業において、貴重な文化財である最上街道の範囲を除外し、事業計画の見直 しを行うよう意見を述べており、事業者からは現地調査等を踏まえ、影響を回避するよう検討 していくとの見解が示されております。

課題でありますけれども、やはり大規模な事業計画でありますので、災害の誘発や住民への 健康被害、生態系への影響などが懸念されますので、そのような懸念を解消するために、環境 影響評価を行うこととなっております。環境影響評価の調査結果や関係機関との協議などを踏 まえ、基数の削減や計画の見直しを行い、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げ ていくこととなります。

町としましては、再生可能エネルギーは推進するものの、風力発電事業は大規模な事業です ので、生活環境や景観、生態系などへの影響が出ないよう、個別の事業内容に応じて意見をし、 慎重に対応してまいりたいと考えております。

最後に、住民説明会の開催についてでありますが、風力発電事業はあくまでも民間事業であります。事業者が責任を持って行うこととなっておりますので、町としまして開催する予定はございません。企業さんのほうで地域住民や関係者に対して分かりやすい資料で丁寧に説明し、十分な理解を得ながら進めるよう、これからも意見をしてまいりたいというふうに思います。以上6点、お答えしました。よろしくお願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) 今、詳しく説明をいただきました。

最初に、素人的にはなぜ加美町に5社も風力発電機を設置するようになったんだろう、なぜ加美町が5社にも選ばれたんだろうというふうに、本当に素朴に思いました。なぜここがこんなに選ばれたのか、どんな条件が風力発電機を設置するのにふさわしいというふうに言われていたのか、その条件について説明をいただきたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

なぜ加美町のエリアに計画されたかということでございますが、まず1点目につきましては 風況がいいこと、2点目につきましては住宅から離れていること、3点目につきましては近く まで道路が延びていること、そういった総合的な判断で選んでいただいたというように説明を 受けてございます。

さらに、県が風力発電の導入可能性を有しておりますエリアのゾーニングマップを公表して ございます。加美町では、北部の大崎市の境の辺りが導入可能性のエリアとして掲載されてご ざいます。そういった理由から、この加美町を5か所も事業のエリアとして選んだ理由という ことで、伺ってございます。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) すみません、投影機をお願いします。

今説明がありました。ちょっと地図が見にくいんですが、番号で。ここがJRE宮城加美町ウインドファームの場所です。2番目がずっと県境のほうまで延びている宮城山形北部風力発電の場所、それから3番目が大崎鳥屋山風力発電の場所、それから4番目が宮城西部風力発電所、発電機設置の場所、5番目がウインドファーム八森山の場所というふうに、5か所になっています。

ここが今工事が進んでいる場所ですが、最初は環境配慮書といって一番最初の調査でこんなに広い範囲で発電機の設置の場所が選定されています。次が方法書という、後で事業の進捗による状況を示しますが、方法書の段階ではこの黄色い範囲に縮小されました。一番最後、工事が始まっている場所なんですが、環境影響評価準備書によって、その結果、この青い線で囲まれたこんな範囲に落ち着いているというふうに、こういうふうにどんどんこれを見て分かるように範囲が縮小されて、先ほど18基から10基に減っていったという経緯を説明いただいたんですが、最も決め手になったと思われることは何だったんでしょうか。減らすに至った決め手になったこと。お伺いします。

- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

いろんな形で面積があったわけでございますが、今回面積を縮小して、そのように規模が小さくなった理由につきましては、やはり環境影響評価ということで、地滑りとか、さらにはその環境の問題で、一番挙げられますのが町で定めております水資源の環境、そういったもろもろの理由で縮小されてございます。

さらには、風況もいろいろあるわけでございますが、その場所、場所によってやはり違った 部分、調査の結果小さくなったというふうに聞いてございます。 以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) それで、新たな疑問が生まれてしまうわけなんですが、これから計画されていくウインドファーム八森山というのは、色麻町と加美町の土地が入っているところにウインドファーム八森山の計画が示されているわけなんですが、ウインドファーム八森山の場合もそんなに離れていないですし、自然度の高い場所というふうに私には考えられます。ダムの環境アセスにもありましたが、クマタカの生息地は加美町全体というか、山形方面まで延びる広い範囲に生息しているんじゃないかなと思うんですけれども、そういうクマタカの生息地域でもあるのではないかなということと、自然度の高い植物が繁茂しているんじゃないかなと。

それから、天ケ岡の放牧場の牧草地が除外されたという説明がありましたが、じゃあ放牧場への影響というのはないというふうに考えられたでしょうか。ちょっと確認をしたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

今心配されているものもございますけれども、まずもって天ケ岡の牧場についてでございますが、現在放牧は行っておりません。ただ、重要な採草地として使っており、今回除外するように町といたしましては県のほうに意見書を出してございます。

風力発電の牛への影響というものも心配されるわけでございますが、全国的に北海道などにも風力発電があるわけでございますが、全国に牧場と共生する風力発電の場所が存在するようでございますが、その事業主のほうにヒアリングをした結果、特に搾乳とか出産率とかそういったものの低下は感じていないと、特に問題はないというふうな意見も聞いてございます。逆に牛が風力発電のすぐ近くまで近寄って、一緒に戯れているというようなお話も聞いてございます。そういった意味では、その環境になるものは特に酪農に関しては問題ないというふうな数字も聞いていますし、数字的にもその基準の数字よりも下回っているというようなお話を聞いてございます。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) まだそういうデータはたくさんにはなっていないのかと思うんですが、 例えば例として健康被害としては皆さんもお聞き及びかと思いますが、低周波の問題とか、低 周波による睡眠障害とか、あちこちから報告がありますし、ここは渡り鳥のルートになってい

ないかどうか、バードストライクといって渡り鳥のルートのところにそういった風力発電機があると、どうも鳥が衝突することがあったりして、そういった現象も起きているというふうなのがあるんですが、そういった心配というか状況についてはまだ報告されていないというふうに捉えてよろしいですね。

じゃあ次に伺いますが、今八森山の地図も見ていただいておりますが、ここは私が今話したように健康被害上ちょっと問題じゃないかと。色麻地域でも、温泉に近いほうの人たちが心配をして、集会を持っているというふうな情報もあります。あまりにも民家と近いんじゃないかと。加美町だったら、学校とか民家との距離はどういうふうに捉えているのか。そういった生活環境への影響について、企業から説明はなかったのか、あるいは住民からの質問はなかったのかどうか、お伺いします。

- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

環境の問題については、いろいろ事業所のほうからもお話を受けてございます。まずもって 騒音などの影響がないかということで、環境影響評価、これが基準を審査する上での一番の最 高機関になるわけでございますが、事業者からは調査の結果、軽減ができない場合は事業計画 の見直しも含めて行うということで、そういった調査については数字的にも物理的にも地形的 にもいろんな形でこれから調査をしていくと。今お話ししましたように、最終的にそれが軽減 できない場合には回避という選択もあるというふうに事業者からは聞いてございます。あくま でも数字的にしか調査することができないんですが、全国的な調査と基準を含めて調査をして いきたいというふうに聞いてございます。

あと、住民からのご質問でございますが、ある区長さんからご質問をいただきました。風力発電が多くなって、大丈夫かと聞かれております。町といたしましては、この計画はまだ決まったわけではございません。さっきの環境影響評価という諮問機関がございますので、その中で調査をし、有識者、専門家を含めた中の調査を行いまして決定されるということで、そういった中で問題がある場合はその部分は除かれるという形で区長さんにも説明してございます。

また、やはり一番は森林関係の伐採、これも心配されております。面積的にも四百何町歩ということで大きいんですが、その方はその面積全部が伐採されるというふうにちょっと間違った受け方がありまして、全て伐採するものではないですよということでお話をしてございます。もろもろの意見がございますが、大枠でそのような内容でございます。

○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。

- ○8番(伊藤由子君) 条件として、ゾーニングマップを見て加美町がこんなに風力発電に適しているというふうに選ばれたのは風況地域である、風況というのは風が強いという意味ですよね、風が強い地域であり、住宅地からも離れていて、道路が結構あるというふうな3条件で選ばれているようですが、じゃあ住宅地からどれくらい離れていなきゃいけないかとか、これくらい離れているから大丈夫だというふうに、そういうのを考えた上で八森山の場合は設定されているかと思うんですが、一番近い距離とかというのは加美町では鹿原地域ではなかったかと思うんですが、そういう離れている地域の距離については、そこにデータとしては示されたのでしょうか。
- ○議長(工藤清悦君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

八森山につきましては、やはり鹿原地区が一番近いかなというふうに思ってございます。色麻もこの部分に一部入っておるんですけれども、距離にしてやはり1キロメートル半ぐらいの距離、近いところで直線にしてそのくらいの距離がございます。こういった中で事業を計画していると聞いてございます。以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) かなり近い距離というふうに私には思われます。今後、企業への意見書にぜひこの部分は付け加えていただければと思います。1. 幾らというのはかなり近い、ほかに例がないくらい近いかと思います。健康被害を未然に防止するということ、そういった意味でぜひ必要かと思います。予見できなかったことではなくて、これはほかの例でも予見されていることなので、ぜひ付け加えていただければと思います。

それから防災面なんですが、今企画財政課長さんが森林伐採の件についてお話しになったんですが、私はかなり樹木が伐採されるのではないかというふうにとても心配しました。それでなくても最近は豪雨等々によって土砂災害が起きていますので、山の樹木を伐採することによって保水力が落ちて、下流のほうに土砂災害が惹起されるということについてはとても不安なんですが、どの程度、どれくらいの範囲で伐採されるのか、お伺いしたいと思いました。

別な資料を見てください。これはJRE宮城加美町ウインドファームの例です。こういった 風車5、風車6、風車7、風車8、風車9、風車10の場所と、オレンジが伐採される範囲、そ してグリーンがそれを埋め合わせする、森林を造成する場所というふうに示されている資料で すが、これについてぜひ、どれくらいの範囲で伐採されるのかについて、森林整備対策室長さ んに説明していただければと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(佐々木 実君) 森林整備対策室長です。

議員さんのご質問にお答えをいたします。

今現在モニターに映されているのは、県のほうの林地開発許可申請に添付されている伐採する森林率の資料になると思います。こちらのほうなんですけれども、今回の林地開発、JRE 宮城加美町ウインドファームの申請の書類からお答えするんですけれども、全体の開発面積ですと10.9へクタールございまして、そのうちの伐採する森林というのが9.4~クタール程度になります。黄色い部分が9.4~クタールありまして、先ほどの色のついている部分が新たに切ったところを相殺する意味合いで造成森林というようなことで2.52~クタールと。

県の開発基準はどうなっているかと申しますと、開発する場合は森林率ということで25%以上を残しなさいよということになっていまして、残地森林ということで残す、いわゆる切らないで残す森林の面積をその25%のうちの15%残しなさいよということで、残地森林。今回の計画ですと、全体で10.9~クタールのうち残地森林が1.58~クタール、造成森林は2.52~クタールになりますので、合わせて4.1~クタール、森林率が37.4%で、25%をクリアしているというようなことで、こちらの資料の説明に代えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) 4.1~クタールなので、森林率は数から言えば満足している、満たしているというふうに解釈しますが、今までこういった例で土砂災害が起きたりとかといった例はないものなのでしょうか。もしそういったことを把握していらしたら、お伺いします。
- ○議長(工藤清悦君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(佐々木 実君) 森林整備対策室長です。

議員さんがご心配のように、開発をする際に県のほうに書類を出して、審査があるんですけれども、そちらのほうは災害を出さないために県のほうで項目を設けて、災害の防止を図るために出させているものでございます。伐採しますので、そちらのほうの面積から流出する雨が降ったときなんかの水を適正に管理するために、防災調整池というものを設置しまして、水を調整池で受けまして、そこに砂などをためまして、沢筋に水を流していくというような構造のものを全ての平場に備え付けるというようなことで、のり面の崩壊とか洪水の防止というようなことを図っているということでございます。

風力発電の設備で災害が発生したという事例は特に聞いておりませんで、記憶に新しいとこ

ろで言えば今年、鹿児島の風力発電設備が台風で3つの回転翼のうち2つが折れたというやつは見たことがありますけれども、それ以外は土砂災害の発生等についての資料等は出ていない 状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) さっきもお話ししましたように、完成してしまってから環境保全が難しいとか、健康被害が予想されるような条件にあったとかというふうに後で判断されることのないようにしていただきたいというふうに思います。

環境影響評価の流れについて確認をしていきたいと思います。

環境影響評価の流れというのは、私にとっては事業の流れというふうに解釈できるんですが、 一番最初は配備書が作成されて、一般の意見をここでパブリックコメントみたいにもらってい る。それから、市町村の意見がここから県知事のほうに出される。その後、ここの段階にある のがウインドファーム八森山、今森林のことについてお伺いしたのがここの段階にあるという ふうに解釈してよろしいんですね。

それから、JRE宮城加美町ウインドファームの場合は、もう既に環境評価書はこの段階まで来ていて、工事が始まっているので、5の段階が大体報告書で、結論みたいになっているんですが、もう4の段階まで来ているというふうになりますよね。

それで、市町村の意見が言えるのは、準備書と方法書と、それからこの3段階にあるかと思うんですが、ウインドファーム八森山もこの段階にありますので、まだまだいろんなことが言える、改善の余地があるというふうに私には思われます。それで、今後もまだまだ続くかと思います。これを見守っていきたいと私は思っています。ぜひ町もいろんなデータを聴取しながら、町の役割、要するに健康被害や環境破壊が起きないように歯止めをかけていくという役割をしっかり果たしていただきたいと思います。一言町長さんからいただいて、終わりにしたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 再生可能エネルギーの取組は、私は重要だと思っております。一方で、 当然健康被害、災害等が発生したのでは、これは元も子もありません。これまでも町として言 うべきことはきちんと言ってきておりますので、今後ともそういった視点に立って、言うべき ことはきちんと基本として業者のほうにお伝えしていくというふうに考えております。以上で す。

○議長(工藤清悦君) 以上をもちまして8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。 暫時休憩いたします。2時45分まで休憩といたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長(工藤清悦君) 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告5番、13番伊藤信行君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[13番 伊藤信行君 登壇]

○13番(伊藤信行君) それでは、通告 5番、伊藤信行でございます。伊藤御三家のトリとして、 頑張っていきたいと思います。

質問は、また山でございます。されど山なんです。私はこの緑の山、財産をこよなく愛しています。それゆえ、何度でも質問させていただきたいと思います。

それでは、質問いたします。

森林管理法と森林環境譲与税について質問いたします。5点ほど質問いたします。

森林管理法に基づく森林経営管理制度が加美町においてもいよいよスタートいたします。

「川上」「川中」「川下」までも視野に入れた包括的対策が求められると思うんですが、町長 はこの対応をどのように考えているか。

また、この法により過度の管理責任を押しつけられるとも聞いております。町の高額の持ち 出しが考えられるが、財政疲弊の折、その負担は重いものではないか。

林産場として林業に詳しい職員は手薄で、森林をきちんと整備できる林業家は皆無に等しいです。この町に課せられた役割を果たせるものか、相当の覚悟が必要だと思われます。

4番目として、森林環境譲与税はみやぎ環境税と併せてダブルタックスとも捉えられているが、町長はどのように考えておるか。

5番目として、この税は治山・治水のためにも用いることができると聞く。手入れのされていない山は、大雨が降れば水が飽和状態となって崩れ出し、甚大な被害を与えます。日が差し、風が通り抜ける森林整備が必要と考えられるが、我が町の水源涵養保安林の整備状況を伺う。

以上でございます。

○議長(工藤清悦君) 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) それでは、御三家のしんがり、伊藤信行議員、私のほうからはあえて敬意を表しまして伊藤ファミリーのゴッドファーザーと呼びたいなと思っております。(「ありがとうございます」の声あり)

それでは、大切な山の関係、質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、「川上」「川中」「川下」も視野に入れた包括的な対応ということのご質問であります。

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成31年4月より施行され、昨年度から森林環境譲与税が譲与されております。

本町では、森林経営管理法に基づきまして、所有者への意向調査を実施するため、昨年より 調査実施の前段階として森林経営管理制度対象森林の基礎調査を実施し、意向調査の対象森林 を確定させ、今年度より意向調査に着手しているところであります。

今後は、森林所有者の意向を確認し、森林経営管理制度に基づき森林経営管理権集積計画を 作成し、必要な森林の整備を実施してまいります。

また、近年の災害の激甚化、多発化を踏まえ、林道等の災害防止を図る観点から、林道の整備を今年度より実施しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

そのほか、令和3年度に建設が予定されております中新田公民館に地域木材の活用及び木材 の循環利用の推進をPRするため、まきストーブを設置し、町民に対する木材利用の周知、啓 蒙を図ってまいりたいと考えております。

今後とも地域の森林、林業、木材産業の特徴を踏まえて、施策等を展開していくことが重要でありますので、町民や地域の林産業者等の意見に耳を傾けながら、森林管理制度と森林環境譲与税を生かしてまいりたいと考えております。

2点目の財政の負担に関するご質問であります。

森林環境譲与税は、市町村が森林経営管理法に基づき実施する費用に充てるため、昨年度より譲与されております。森林経営管理法では、森林所有者が所有する山林を適切に経営管理する責務があることを明確化しております。しかし、様々な理由から自ら森林の経営や管理を行うことが難しい場合には、町に森林の管理を委託することができるようになっております。そのため、本町においては同法に基づき、森林所有者への意向調査を実施する調査委託業務等を予算に計上しておりますが、これらの調査に係る費用は森林環境譲与税を充当させておりまして、町費の持ち出しはございません。

今後、事業が進捗するにつれ、森林経営管理権集積計画の作成にかかる費用や、森林管理の

ための委託費用等も必要になってまいります。しかし、これらも同様に譲与税を活用して事業 を実施してまいりますので、町の持ち出しにはならないということになります。

なお、毎年町に森林環境譲与税が譲与されますが、単年度で予算を使い切れない、または譲与税額が過少で事業が実施できない場合には、基金に積立てを行い、次年度以降の事業に充てるなど弾力的に譲与税を運用する必要がございます。そのため、令和元年6月定例会に森林環境譲与税基金条例の制定について付議し、森林環境譲与税基金を設置しているところであります。したがいまして、ご心配の点につきましては町の財政に負担をかけないで実施することができるものと考えておりますので、ご安心いただきたいというふうに思います。

3点目であります。林業に詳しい職員が手薄であると、森林をきちんと整備できる林業家は皆無に等しいと。この町に課せられた役割を果たすために相当の覚悟が必要ではないかということであります。もちろんこれは覚悟を持って進めていかなければならない大事な大事な事業であるというふうに認識をしております。

森林所有者の高齢化など、様々な理由から管理がされていない森林を町が管理するためには、 森林所有者の意向を確認する、そして森林を管理する権利を町に移す手続を行わなければなり ません。これらを行うには、所有者一人一人と話合いを積み重ねながら進めていくことになり ますので、確かにご指摘のとおり時間と労力がかかる事業でございます。

具体的には、対象となる森林が2,913へクタールございます。1年に300へクタール程度の森林を調査していきますので、10年程度かかるものと考えられます。

また、事業の実施に当たりましては、森林整備対策室の職員では行き届かない業務や森林の 施業については、森林組合や林産業者に業務委託をする予定にしております。

なお、全国で同時に実施されております本事業の事業内容なども参考にし、引き続き県当局 の助言なども受けながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

4点目の森林環境譲与税と県のみやぎ環境税と併せて、これはダブルタックスではないかというふうなご指摘でありました。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てる 目的で創設され、昨年度より譲与されております。

本町におきましては、災害防止の観点から林道の整備や森林所有者の森林管理に対する意向 調査費用等に活用しております。

一方、みやぎ環境税は本県の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継ぐことを目的と して、地球の温暖化や森林の保全・機能強化といった喫緊の環境問題に対する施策に充当する 財源として、平成23年4月から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入されております。本税は、新みやぎグリーン戦略プランに基づき、県実施事業及び市町村支援事業に活用されております。

令和2年度は、本町では防犯灯や屋外照明のLED及び町有林の搬出間伐事業に対し、交付されております。

県では、それらの効果として、平成28年度から令和2年度までの間におきまして36万4,000 トンの温室効果ガス排出削減を見込んでいるところでございます。

国の森林環境譲与税は、自然的条件等から林産業として採算性がなく、これまで管理が行き届いていなかった森林を市町村が集約管理する費用等に充てることを目的に譲与されており、それぞれの事業はすみ分けされていると考えますので、ダブルタックスとは言えないのではないかというふうに思っております。

続きまして5点目のご質問、日が差し、風が通り抜けるような森林整備が必要だと。全くそのとおりでございます。

現在の町の状況等についてお話をさせていただきますけれども、本町の水源涵養保全林の整備状況については、本年度は町が実施した間伐等の面積が26.2~クタール、森林整備センターによる除間伐等の面積が46.2~クタール、国有林の除間伐等の面積が3.7~クタール、県による保安林の整備が12.16~クタール、民有林の間伐が5.2~クタール実施されております。これらの施業面積を合わせますと、93.4~クタールの保安林整備が行われたということになります。

また、今年度から森林環境譲与税を活用し、森林所有者に意向調査を実施しております。これは先ほど申し上げたとおりでございます。今後は森林所有者からの回答を取りまとめ、現地踏査を行いながら、森林施業の集約化を図り、森林経営計画の策定と併せて森林経営管理権集積計画を作成いたします。

事業を進捗させ、地球温暖化の影響などから近年多発しております大雨等による被害の発生 を防止するため、町有林などの公有林の整備と併せまして民有林につきましても適切な管理を 行ってまいりたいと考えております。

以上、5点についてお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) それでは、細かく一つ一つ伺ってまいりたいと思います。

まず、1つ目の植える、切る、使う、持続可能な森林づくりだと思うんです。それで、今伐 採された跡地には針葉樹で更新造林されているようでございますけれども、ここに広葉樹、広 葉樹といっても漆ですね、漆の木を植えまして、漆の生産、漆の樹液の生産ですか、そういう ものは考えられないでしょうかと申し上げたいと思うんですけれども、町長どうですか。町長 は子どもの言うことは聞くそうですけれども、議員の言うこともちょっと聞いてみてください。

- ○議長(工藤清悦君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(佐々木 実君) 森林整備対策室長です。

手薄な林業職員がお答えさせてもらって大変申し訳ないんですけれども、伐採跡地の再造林 というテーマで今お話しくださっていますので、その現状ということでお話しさせていただき ます。

部分林から皆伐して返されるといった場合に、最近ですと造林をしているというような現状がございまして、来年も十五、六ヘクタール植える予定で予算を組むことを今やっているところです。大概は前生木を見まして、伸びがいいようなところについては杉等の針葉樹を再造林をするというようなことで植林をしていくと。あとは、奥山のほうで手入れがしづらいとか、前生木があまり生育がよくないというような森については、広葉樹林化を図るというようなことで、杉を植えないでそのまま広葉樹林化として、山のほうで広葉樹が自生していくというようなものを町のほうで多少手助けをして、林になるようにというような、そんな施業になるということで、あまりコストをかけないでというようなことも含めて、そのような対応を今現在しております。

漆ということは今日初めて聞きましたので、ちょっと考える時間がないので私のほうからは コメントを避けさせていただきたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長 (猪股洋文君) 今室長から話がありましたように、再造林する場合、やはり将来的に搬出しやすいところでしたら杉を生産すると、再造林するということは大事でしょうけれども、奥山の場合は杉を植えてもなかなかこれは搬出が大変ですから、全くそれはいわゆるお金にならないものでありますので、やはり自然更新のような形で広葉樹の林にしていくということも大事でありますでしょうし、そのことで治水、保水力も向上するんだろうというふうに認識しておりますから、それぞれの適地がありますので、十分そういったことを判断しながら進めていくということが重要だというふうに思っております。

また、漆でございますが、浄法寺が漆の産地として有名でございまして、伝統工芸として 代々伝わって、保存しているわけでありますけれども、漆を生産することそのものはそんなに 難しいことではないだろうと思います。しかしながら、それを採取して、そして製品化して販 売してという、このことが産業として成り立つかという、このことが非常に大きいのだという ふうに思っておりますから、十分これは調査をした上でないとなかなか、信行議員のご提案に 対して「はい、分かりました」と言いたい気持ちはやまやまでございますけれども、このこと によって町が多大な負担を強いられるということになりますと、なかなかこれは現実的には難しい問題ですので、そこのところは十分検討して、調査していく必要があると思っております。 ただ、漆は紅葉しますと非常にきれいでございますから、そんなことも含めてこれからの山の 在り方というものを、景観も含めて考えていく必要があるんだろうというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) じゃあ漆はその辺にしておきまして、地元産材の販路拡大ということですけれども、町長は就任当時、よく金山林業というのを我々にも提唱しておりましたけれども、最近その声も聞こえなくなったんですけれどもね、木材利用の販路拡大をどのように、汗を流していると言うとちょっと語弊があるかもしれないですけれども、その辺をちょっと、販路拡大にどのような努力をしているかということ。

それとともに、今度公民館を造るわけですけれども、それに我が町の産材をいかほど使うものか。また、公民館を建てる計画として、木材だけでやるなんていう案はなかったんですか。 今となってそんなことを言うのはあれですけれども、そういう案はなかったのか、ちょっとお聞きしておきたいです。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 販路については、室長のほうでいろいろと努力しておりますので、説明をさせます。

木材の利活用なんですが、実は私もともと板倉造りという工法に注目をしております。ご承知かもしれませんが、落とし板とも言いますが、昔のキッツですね、木小屋、あれは板倉工法でもって造られております。この板倉工法のメリットは、いわゆる今は木のA材、一番いいところしか建築材として使えないんですが、板倉工法はA材、B材、C材とかなりの部分を建築材として使えると。経営として成り立つためには、いかに建築材として使ってもらえるか、購入してもらうかというところが一番の鍵でございます。どうしても使えないところは、バイオマスなど燃料にしていくというのが一番理想的な姿でございます。そういった意味から、板倉工法、非常に私は丸ごと木材を使う上ですばらしい工法だなと。やはり昔の方の知恵だなと私

思っています。今、隣の大崎市のあるところでそういったことが実際行われておりまして、私 も見てまいりました。そんなことも今後いろんな形でこの町にも生かすことができればなとは 個人的には思っているところでございます。

公民館についても、木造でという話も私のほうからさせていただきましたけれども、なかな か私の思いは通じませんでした。今回、木造というよりは木質化、内部に加美町の木を使うと いう方向に行くのだろうというふうに理解をしているところであります。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(佐々木 実君) 森林整備対策室長です。

ご質問の販路拡大の策があるかということでございます。いろんな委員会のときに、私のほうから町有林の森林面積のほうを説明させてもらっていまして、人工造林ということで杉とかヒノキ、こちらのほうが2,550~クタールほどございます。その面積のうち、40年生以上から70年生ぐらいまでが大体七十二、三%占めていまして、1,800~クタールございます。それらを、予算のほうもございますけれども、皆伐と間伐をバランスよく、毎年1,000万円以上売るような形で収穫していくと。皆伐したところについては再造林をかけて、二酸化炭素の吸収源となるような、木材の循環をさせていくというような形に考えております。

また、広葉樹についても、昔ですと炭とかまきとかということで使っていたんですけれども、それらが使われない世の中になってきましたので、太くなって、ナラ枯れとかが発生していますので、町主導で今年から広葉樹を切って、それを森林組合、登米に素材を買うところがございますので、そういうところに流して、浜松にある大きな企業さんが家具材とかフローリング材とかそういったものに使う需要が今すごくあるということなので、立米当たり1万7,000円ぐらいということで、杉が1万1,000円ですから、それよりも高いような状況で取引がされていると。ですから、そういったものを町有林からやっていきながら、私有林のほうにも波及させていきたいなというようなことで、そういった取組を今後していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) 1,000万円以上の売上げを目標にするんですか。去年は出ていないようですよね。
- ○議長(工藤清悦君) 森林整備対策室長。

- ○森林整備対策室長(佐々木 実君) 現時点で1,000万円は超えていまして、大体1,500万円ぐらいになる予定にはなってございます、今年度、令和2年度ですけれども。来年は1,700万円ぐらいを見込んでございます。今予算を取っている最中でございます。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) あと災害面ですけれども、災害は忘れず毎年やってくるとか、あと、雨降って地固まらず流れ出すという、この間こういう川柳があったんです。今、国内の治水に関わる森林機能はもう既に限界値に迫る高いレベルなんだそうです。そういうことで、国や町の森林は荒廃の一途をたどっているわけでございますけれども、我が町の水源涵養保安林、さっき説明がありましたけれども、枝打ちとか、あとツタ切りですか、そういうのをどの程度までやっているか伺います。
- ○議長(工藤清悦君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(佐々木 実君) 森林整備対策室長です。

保安林の整備状況ということでは、さっき町長のほうから申し上げたとおりでございまして、 今年度につきましては加美町全体で93.4~クタールやっております。加美町の町有林につきま しては、搬出間伐等をやっているということでございます。あと、森林整備センターというの は昔公団造林といいまして、こちらのほうは上荒沢の荒沢自然館から上のほうの山を主に、大 体5割以上ですね、あと宮崎のほうもあるんですけれども、保安林の間伐をしています。あと、 県のほうでは保安林改良ということで、県が事業主体で門沢のほうの保安林を12~クタールぐ らい除間伐ということで、これは切り捨てになりますけれども、やってございます。

先ほど枝打ちとかということでご質問がありましたけれども、昔は無節材が推奨されていまして、枝打ちが補助事業のメニューにあったんですけれども、今年から補助事業のメニューから削除されています。なぜかといいますと、家を建てるときに昔は床柱とかそういうふうにして木の肌を見せる造りの工法が多い大工仕事が多かったんですけれども、もう壁を貼ってしまって、木の肌が見えない、合板材を使っても何でも分からないというような、そういう形になっていますので、もう枝打ちはしなくなっているのが現状になっております。

あと、つる切りなんかというのは、やはり木を倒すときにつるがかかっていますと引っかかって非常に危険だというところで、施業する前の年に倒す木のつるを切るぐらいで、つる切りについては全体を見計らって、町有林とかはやっていないし、民有林はほとんどやっていないというような現状だと思います。

以上でございます。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) そういうことで、枝打ちはしていないと。でも、枝打ちというのは製品 ばかりでなく、山に日を差すとか風を通す、そういうような目的もあるわけですから、その辺 ももうちょっと、今機械で枝打ちできるんですから、一概になくなったからということでなく て、山の保護の意味においてもやるべきと思うんですけれども、いかがですか。
- ○議長(工藤清悦君) 森林整備対策室長。
- ○森林整備対策室長(佐々木 実君) おっしゃるとおり、枝打ちはある程度必要な年代がございまして、15年ぐらいまでは裾枝払いということで、下の枝を下ろす作業はやっております。 森林整備センターということで、公団造林地のほうのメニューにはまだ残っていますので、公団造林地については枝打ちというメニューはまだございます。 町有林についてどうだというお話になるかもしれませんが、必要であれば、例えばご存じだと思うんですけれどもヒノキなんかはすごく枝張りがあって、真っ暗になりますので、そういうところを見つけた場合については施業させるというような形で対処してまいりたいというふうに考えております。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) じゃあこの件の最後に町長に伺います。この前も町長に伺ったんですけれども、町長はその後山を歩きましたか。どうですか。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) その後、なかなか歩けずにおります。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) 町長ね、監査のときに山の財産調査をするわけですから、そのときに、 町長が管理者なんですから、管理者として立ち会うということで、1年に1回は見てください。 お願いします。

それでは、2問目の汚染牧草の処理について伺います。これも県はもう毎回議員の皆さんが 質問なさっております。その質問には私どうもいまいち理解し難いところがあるもので、再度 質問させていただきます。

汚染牧草の未処理という問題は、我が町の負の遺産となるものだと思います。この責任は町 長にあると考えています。この問題の解決に取り組む気持ちがあるのであれば、いつまでに終 える、期限を定めて、町長の機関紙とも言われている「広報かみまち」に明示をお願いしたい なと思います。あえて今ここで答えを出せというのは、私の優しさから2月なり3月の広報に その答えを出していただければと思います。いかがですか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 優しさに感謝申し上げます。

ちょっとこれまでの経緯を再確認したいんですが、今町が進めている事業というのは執行部が独断でやってきているものではないということを理解していただきたいんです。まず、指定廃棄物最終処分場工事調査特別委員会の調査報告というものが平成29年2月24日に出ております。ここでは「国や県の動向、他市町村の対応や焼却以外の処理方法、実証結果を参考に、住民の理解が得られる形で慎重に進めるべきと考える」というふうな報告書が出ております。その後、改選後に放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会の中間報告の中には、「400ベクレル以下の牧草の処理については、すき込みの実証試験を実施し、安全性を検証し、安全確認後のすき込み処理は妥当であると考える」というふうに中間報告がなされております。こういった報告を基に、町としましては予算を提案させていただきまして、これまで平成29年度にすき込み実証試験、そして平成30年度に検体の安全確認を行い、そして令和元年度より本格的なすき込みによる利用自粛牧草の処理を予定していたということでございますから、そういった流れは皆さん再度認識いただきたい。これは執行部が勝手にやっている事業では決してありませんから、すき込みという方法についてご認識いただければと思っております。

実施するに当たりまして、地域住民の皆様方に説明会を行ったわけでありますけれども、 様々なご心配などもあり、反対意見も頂戴し、延期をすることとしたわけであります。

その後、事業を進めるに当たりまして、やはり科学的な見地から本当に大丈夫なのかどうかということを公平公正な立場の学者さんからお話を聞いて、勉強会をしましょうというふうに考えておったのですが、このコロナの関係でなかなかその機会が設けられずに、ようやく11月28日に放射性物質に関する勉強会を開催したところでございます。町民の皆さん方と一緒に、これはやっぱり共通理解ですね、放射性物質に対する共通理解を持ちながら、日頃不安に感じている点なども解消しながらというふうに思って、企画いたしました。私は、多くの方がその不安の解消につながったのではないかというふうに考えておるところでございます。

そういった中で、すき込みの事業に取り組むこととしているわけでありますけれども、しからばこの400ベクレル以下の自粛牧草について、いつまでにというふうなことになりますが、なかなかまだ着手できない状況でございますので、着手すれば大体この量はこの程度の期間で処理ができるということをお示しすることができると思っておりますが、まだその段階に至っておりませんので、地域住民に対しまして丁寧な説明を行いながら、草地の更新時期に合わせることが一番経費的にかからないわけでありますから、草地の更新に合わせながら順次実施し

ていきたいというふうに思っているところでございますので、ぜひその点はご了解、ご理解いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) 焼却は町長はほとんど考えていないわけですか。すき込みだけでやるとなれば、これは約7,500トンあるわけですけれども、それの処理といったらいつのことだか訳分からなくなるくらいかかるんじゃないかと思うんですけれども、どうなんですか、その辺は。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 度々焼却のご提案はいただいております。様々な処理方法があるだろうというふうに思っております。今大崎広域で進められている焼却処理について、ちょっと私まとめてみましたのでお伝えさせていただきますが、この計画、そもそもが大崎市内の廃棄物を大崎市内の焼却炉で焼却をし、大崎市内の最終処分場、大日向クリーンパークで最終処分をするというものでございます。美里町、涌谷町については、涌谷町の焼却施設で焼却をして、そして大日向クリーンパークで最終処分をするということで、これは後からお願いをして、焼却をしていただくということになったものでございます。大崎市と涌谷町は、基本的には400ベクレル以下はすき込みをするということになっております。これは大崎市全体ですね、そうすることになっておりますから、既に大崎市については鳴子、鬼首、さらには田尻等ですき込みを行っているということでございます。涌谷町についても、400ベクレル以下はすき込みをすると。400ベクトルを超えるものについては焼却処分をするというのが原則でございます。

量でございますが、大崎市で焼却処分に回す量は2,383トン。涌谷町は166.6トン。美里町は12.7トン、非常にわずかですね。合計で、私のデータに基づきますと2,562.3トンを焼却するということでございます。先ほど申しましたように、涌谷町、美里町については後からお願いをして、量が少ないものですから、了解を得たということでございます。

一方、加美町の汚染廃棄物ですが、400ベクレル以下が1,152.3トンございます。400ベクレルを超えるものが2,940.9トンでございます。つまり、大崎市、涌谷町、美里町の合計が、400ベクレルを超えるもの、いわゆる焼却に回すものは2,562.3トンに対し、加美町のものは2,940.9トン。つまり、この3つの市町の焼却量よりもはるかに加美町の保有量が多いということなんですね。ここが美里町とか涌谷町との大きな違いなんです。

ですから、皆さんのお気持ちは分かります。町民も焼却して早くなくしてほしいというふう なお考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますけれども、加美町の2,900トンを超える量を 今の計画の中で焼却をしてくれと言っても、現実問題そうはならないということです。今の大 崎市の計画が頓挫してしまいます。そこのところはご理解いただきたいんです。

じゃあどうすべきかと。まず、やっぱり加美町としてはこれまでの方針に従って400ベクレル以下を着実にすき込んでいくと。安全を確認しながら、まずは町有地ですき込んでいくと。 そして、きちんと検証した上で民地でもすき込んでいくということをしていくことによって、 着実に今保管している量を減らすことができるというふうに思っております。

また、現在加美町が保有している利用自粛牧草の79%が1,000ベクレル以下です。農家が保有しているものについては80%が1,000ベクレル以下です。おそらくはそこの中のかなりの部分が400ベクレルを下回っているのではないかと推測しております。ですから、着実に400ベクレル以下をすき込むことによって、私は今保管しているものを処理していくことができると思っております。また、農家の方も自腹ではなくいわゆる東電の賠償金で草地更新ができるというメリットがありますから、これは冷静に400ベクレルのものをすき込むことによっての水、土壌に対する影響はほとんどないと学者の皆さん方がおっしゃっているわけですから、私は着実に安全対策を講じた上で400ベクレル以下をすき込むことによってかなりの量を安全に処理していくことができるというふうに思っております。ぜひそのことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) その辺は理解しましょう。でも、焼却もやっぱり行っていかなければ、7,540トンですか、本当にこれの処理がもうずっといつまでも残って、これこそが本当に風評被害を助長していく結果になるんじゃないかと思うんです。だから、やっぱりこういうものは早急に処理をしていただいて、加美町から一日でも早くなくすというようなことで、お願いしたいなと思います。どうも私から見ると焼却するのが町長の政治的信条の下で嫌っているのかなと。これは政治ですから、いいんですけれども、どうもその辺が見えてきて、疑念を感じるところなんです。どうですか。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) まず様々な課題、このことに限らず、課題解決をするためには、やっぱり今やるべきことをやっていくということだと思います。ですから、今やるべきことをやらずに将来どうこうというふうなことでは、一歩も前に進むことはできません。

まず、焼却というのは加美町独自で判断できることではないんです。加美町には焼却炉もありません。最終処分場もありません。加美町で焼却して、加美町で最終処分するのであれば、

地域住民の皆さん方もそれでいいですよということであれば、これは可能だと思います。しか し、この焼却については大崎市内の焼却炉で焼却し、大崎市内にある大日向クリーンパークで 最終処分をするわけですから、相手のあることですから、これは加美町の一存で決められるこ とではない。事業を進めることができるわけではない。ですから、加美町が独自で判断できる ことは、皆さん方からのご提案を受けてすき込みをしますという方針にしていますから、まず 全体の今29%ある400ベクレル以下のものをしっかりとすき込んでいくということをまず私は すべきだろうというふうに思っています。さらに、先ほど申し上げましたようにかなりのもの が400ベクレル以下になっているんだろうと思いますから、そういったことも含めてしっかり とやっていく。そして、更新時期がありますから、その草地更新の時期に合わせて計画的にき ちんとやっていくということが大事だと思っています。ですから、皆さんのお気持ちはよく分 かりますが、この問題に関しては即保管されているものが目の前からなくなるという問題では ないということ。今の大崎市の焼却についても、順調にいったら7年です。大規模災害などが あって、災害ごみが出てくれば、7年では済まないでしょう。焼却にしても、すぐになくなる というものではないということなんですね。ですから、その辺ぜひご理解いただいて、議員の 皆さん方のご理解、ご協力もいただきながら、まずしっかりとすき込みを行っていくというこ とが大事だと思っておりますので、よろしくご理解、ご協力を賜りたいと思います。

以上です。

- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) 町長ね、大崎広域のあれでしょう、あのかまは。大崎広域に、加美町は 幾ら負担しているんですか。
- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 確かに大崎広域のものではありますが、焼却炉の周辺に住んでいる方は 大崎市民でございます。最終処分場がある場所に住んでいるのも、大崎市民でございます。大 崎広域の財産だからといって、そういった方々の意向を無視して進めることはできません。こ の本格焼却に至るためにも、大崎広域の職員が何度もその地域の方々と会ってお話をして、そ して何とか試験焼却にこぎ着け、そして本焼却に至ったということでございますから、大崎広 域だからといって、加美町もその一員だからといって、じゃあ加美町のものも焼却をしてくれ というわけにはいかないという現実ですね、これはご理解いただきたいと思います。以上です。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) 農家も大分抱えているわけです、そういう汚染牧草をね。早く焼却して

くれと言っているのにもかかわらず、今伺ったあれで焼却はできないんだとやと言えば、何か 犠牲になっているような感じがするんですね、農家の人たちは。どうなんですか、その辺は。 もう少し農家の人たちに分かるような説明はなさっているわけですか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 何度も繰り返しますが、焼却というのは加美町の思いだけで実現できる ものではないということです。大崎市、美里町、涌谷町が焼却に回す量よりも加美町が保有し ている400ベクレル以下のもののほうが多いんですね。これをじゃあよそのまち、大崎市です けれども、持って行ってそこで燃やし、最終処分しなさいという意見が通るかどうかです。大 崎市のものを燃やすだけでも、大変な思いをしてようやく了解をもらったんですね。一番最初 は、試験焼却のときには三本木にあるものを試験焼却するから何とか了解してほしいというこ とで、このことでさえも大分広域の職員は苦労して、ようやく了解を取り付けて試験焼却を行 ったわけです。そして、その後本焼却についても、これも大分時間をかけて、何とかこれは了 解といいますか、まあ何とか渋々受けてもらったということでしょうけれども、そこに3自治 体の廃棄物よりも多い量の加美町のものを持って行って焼却するということについては、到底 了解を得ることはできません。これは大崎広域事務組合としても、今そういったことを言って もらっては大変なことになるという認識を持っています。当然のことです。ですから、大崎広 域の今の焼却事業については、今の枠組みの中で粛々とやっていくということなんだろうと思 っています。ですから、加美町についてはすき込みによってまずは全体の29%のものについて 町有地、そして安全を確認した上で民有地も含めて草地更新の時期に合わせてすき込みをして いくと。着実に行っていくということが大事でありますし、農家の方々も実はそういうことを 望んでいる方々も少なからずいらっしゃいます。周辺の理解さえ得られれば、おそらくすき込 みを行いたいと思っていらっしゃる方は少なからずいらっしゃるはずです。ですから、皆さん 方のご理解をいただきながら、町も努力しながら、すき込みによって今保管しているものを処 理をしていくというふうな取組を進めてまいりたいと思いますので、ぜひこのところはご理解、 そしてご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) 町長ね、今のあれだと大崎広域の焼却のあれについては大した理解のある加美町の町長さんだと思われるでしょう。しかし、加美町の農家の人たちからすれば、これは負の遺産としてどこまでも残っていくわけでしょう。町長が在任中には片づかないことですからね。町長が今から50年もやるというのであればまた別でしょうけれども、だからその辺も

もう少し理解してください、皆さんの話を。風評被害としてどこまでも残って、風評被害もさることながら負の遺産ですよね、これね。孫子の代まで残していくということが、ちょっと悔 しい気がするんですけれども、いかがですか。

- ○議長(工藤清悦君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) ですからこそ、やるべきことからやっていくということだと思います。 あらゆる課題解決は、先ほど申し上げましたようにやれるところからやっていくということが 大事だと思っております。一歩踏み出さないと、次の2歩目、3歩目はないということなんで すね。ゼロか100かではないと私は思っております。先ほど言ったように、まずは29%、3分 の1ですよ、3分の1は草地にすき込むことができます。そして、全体の80%が1,000ベクレ ル以下ですから、かなり減衰しているものがあるに違いありません。ですから、これについて も計画的にすき込んでいくことによって、すき込みによってかなりの量が私は処理できるんだ ろうと思っています。最後に例えば20%残りましたといった場合は、これはこれであるいは焼 却ということにもなるかもしれません。あるいは以前俊一議員から提案があったように建屋を 建ててそこに保管するという方法もあるかもしれません。しかし、それは後の段階で考えるべ きことであって、今はすき込みでの処理がかなり可能なわけですから、これが不可能だという んだったら別ですけれども、可能なわけですから、これまでの方針に沿ってやれることをまず やっていくということ、これが課題解決につながっていくものというふうに思っておりますの で、ぜひここのところはご理解していただきたい。先ほど申し上げましたように、皆さん方の 特別委員会からの中間報告に基づいて町はすき込みということでずっとやってきておりますか ら、そこはぶれずに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(工藤清悦君) 伊藤信行君。
- ○13番(伊藤信行君) 町長、話はもうかみ合いませんから、ここで質問をやめます。 それで、先ほどお約束した広報かみまち、町長の機関紙に掲載していただければと、それを お約束していただいて、私の質問を終わります。
- ○議長(工藤清悦君) 以上をもちまして13番伊藤信行君の一般質問は終了いたしました。 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定 いたしました。 本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場へご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後3時41分 延会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

令和2年12月9日

加美町議会議長 工 藤 清 悦

署 名 議 員 伊藤 淳

署名議員伊藤信行